

## 甲斐市議会決算審査特別委員会会議録

1. 開催日時 平成26年9月29日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（20名）

委員長	米山昇君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		滝川美幸君
	五味武彦君		赤澤厚君
	小澤重則君		松井豊君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	山本今朝雄君		坂本一之君
	長谷部集君		三浦進吾君
	山本英俊君		内藤久歳君
	小浦宗光君		池神哲子君
	保坂芳子君		樋泉明広君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（2名）

議長	有泉庸一郎君		藤原正夫君
----	--------	--	-------

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	有泉善人君
福祉健康部長	小林修君	建設産業部長	武川訓君
上下水道部長	今村親弘君	収納課長	石合雅史君
保険課長	安藤佳俊君	市民活動支援課長	奥野経雄君
環境課長	小田切聡君	長寿推進課長	三澤宏君

建設課長	岩下和也君	上水道課長	花田茂美君
下水道課長	飯沼覚君	管理係長	小宮山佳浩君
徴収係長	二宮千栄君	国民健康保険係長	金子智奈美君
高齢者医療・年金係長	五味万里君	市民生活係長	新津誠君
環境保全係長	鷹野久君	長寿あんしん係長	土屋達巳君
介護保険係長	保坂江里君	介護予防推進係長	小池清美君
介護認定審査会総務係長	山口文六君	建設管理係長	飯沼源治君
	小松利也君	建設管理係長	芳賀康貴君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村宗和	書記	山岡広司
書記	石原大助	書記	松井恵美

開会 午前 9時27分

○委員長（米山 昇君） それでは、ただいまの出席委員は20名です。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（米山 昇君） 本日は先ほど申し上げましたように各特別会計及び水道会計の審査を行います。限られた時間内の審査ですので、委員各位のご協力をお願いいたします。

審査に当たり、質疑は一問一答で簡潔をお願いいたします。また、当局側の答弁も簡潔に説明をしていただきたいと思います。皆様のご協力をよろしく申し上げます。

それでは、審査に入ります。

初めに、認定第2号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

当局の説明をよろしく申し上げます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） それでは、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

決算書の149ページをお開きください。

総括表になりますけれども、2、歳入額80億1,774万4,499円に対しまして、3、歳出額76億6,123万6,598円ということで、差引額3億5,650万7,901円となりました。

それでは、歳入についてご説明いたします。

同じく決算書の156ページの事項別明細書をお願いいたします。

国保税率につきましては、平成22年から同じ税率を使っております。税収入額につきましては、被保険者の減少に伴い、前年度よりは約1%の減となっております。全体では調定額29億1,266万3,503円に対しまして、収入済額20億1,869万1,799円ということで、現年分

の収納率としまして89.93%、滞納繰越分が20.99%となりました。前年と比較しまして現年分で0.67%の上昇、滞納繰越分につきましては0.16ポイントの上昇となっております。不納欠損額6,501万8,012円につきましては、時効消滅、職権消除、同時消滅等によるものであります。

それでは、税目ごとについてご説明いたします。

1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分としまして、収入済額が12億3,048万6,163円です。2節後期高齢者支援金分現年課税分につきましては3億2,206万9,232円、3節介護納付金分現年課税分1億3,220万8,486円ということで、3つの使途によって課税をしております。介護納付金につきましては、40歳から64歳までの被保険者に賦課しております。

4節医療給付金給付分滞納繰越分の収入額は1億2,814万1,752円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分は2,925万3,352円、6節介護納付金分滞納繰越分につきましては1,824万646円であります。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分が9,698万7,755円、2節後期高齢者支援金分現年課税分が2,532万968円、3節介護納付金分現年課税分が2,878万5,734円の収入済額となっております。

4節医療給付費分滞納繰越分としまして467万92円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分が115万5,469円であります。

次のページをお願いいたします。

6節介護納付金分滞納繰越分は137万2,150円の収入済額となっております。

以上が保険税関係であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、1節督促手数料につきましては172万2,900円ということで、1件100円の督促手数料の収入であります。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分療養給付費等負担金12億1,326万7,760円につきましては、国が負担する医療に対する補助金の中でも一番多額なものでありまして、一般被保険者の療養給付費及び療養費、高額療養費、後期高齢者支援金、介護納付金の約32%相当額が交付金として交付されております。過年度分についてはありませんでした。

次の2目高額療養費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金3,336万2,961円につきましては、国保財政の基盤強化を図るために高額な医療費1件80万円以上について交

付金を受けるために保険者が負担する拠出金に対しまして、国・県がそれぞれ拠出金の4分の1を負担しているものであります。

3目特定健康診査費等負担金933万2,000円につきましては、特定健診等にかかわる経費に対する国の負担金であります。内訳としまして、特定健診分と保健指導分があります。

2目国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金3億108万2,000円につきましては、市町村の財政力の不均衡を調整するために交付されるものであります。

次の2節特別調整交付金2,095万4,000円につきましては、財政面の不均衡を調整するために特別な事情があった場合に交付される交付金であります。甲斐市につきましては、システム改修に対しまして111万2,000円、給付費扶養者減免に対しまして21万4,000円、二十歳未満者が多いことに対しまして1,962万8,000円をいただいております。

次のページをお願いいたします。

3目出産育児一時金補助金については、平成23年以降については廃止になったために収入はありませんでした。

4目高齢者医療制度円滑運営事業補助金111万4,000円につきましては、70歳から74歳までの医療機関窓口での一部負担金につきまして、本来は2割負担のところを1割負担に軽減されたことに伴って必要となりました高齢者に対しまして受給者証の再交付にかかわる封筒の印刷製本費、郵送費、受給者証の印刷委託料等に対する補助金であります。

次に、4款療養給付費等交付金、1節現年度分療養給付費等交付金3億6,932万円につきましては、退職被保険者の保険給付費の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されているものであります。2節過年度分療養給付費等交付金は1,691万7,282円でした。

5款前期高齢者交付金、1項1目1節前期高齢者交付金18億9,021万3,138円は、各保険者間の医療負担の不均衡を調整するための制度であります。前期高齢者と呼ばれます65歳から74歳の被保険者が少ない被用者保険などがほとんどの納付金を納めており、前期高齢者が多い国保に多くの交付金を配分していただいております。本市につきましては、前期高齢者の比率が年々上昇しており、交付金が毎年増額されているところであります。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目高額療養費共同事業負担金、1節高額療養費共同事業負担金3,336万2,961円につきましては、国保財政の基盤安定を図る上で、高額療養共同事業の制度の拡充をするため、市の拠出金の4分の1を県が負担しております。

2目特定健康診査等負担金933万2,000円につきましては、特定健診にかかわる経費に対する県の負担金でありまして、補助率は3分の1、特定健診分と保健指導分に分かれており

ます。

次のページをお願いいたします。

県の補助金、2項県補助金、1目老人医療費対策費補助金578万2,000円につきましては、一般会計でも若干説明しましたが、県単老人医療費の助成に伴う医療費の波及分の費用に対しまして、県が5分の3を補助しているものであります。残りの5分の2につきましては、一般会計が負担しております。

2目乳幼児医療対策事業費補助金249万3,911円及び3目のひとり親家庭医療対策事業費補助金293万551円、また、4目重度心身障害者医療対策事業費補助金3,413万8,280円につきましては、平成20年度から県単独事業としまして医療費の自己負担分の窓口無料化が実施されておりまして、国ではこの窓口無料化に対しまして医療費の増大分としまして、国庫負担金等からの減額措置をしております。その減額相当分を補填するために県が2分の1を補助金として交付しております。

5目都道府県調整交付金3億4,046万円につきましては、国保財政の安定化を図るために療養給付費等の約9%が交付されております。普通調整交付金が3億315万5,000円、特別調整交付金が3,730万5,000円でありました。

次に、7款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金1億4,950万4,153円につきましては、高額療養費の国、市の国保財政に与える影響を緩和するためにレセプト1件80万円を超える高額医療に対して、超えた分の100分の59が市町村に交付されているものであります。

次に、2目保険財政共同安定化事業交付金6億4,337万3,204円につきましては、これも県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件30万円を超える医療費に対しまして8万円を超えた分から80万円までの部分の100分の59の額が市町村に交付されているものであります。

8款財産収入は、次のページをお願いいたします。

1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金57万9,000円は、財政調整基金の運用利子分の収入であります。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分2億5,476万1,314円は、低所得者に対しまして保険税軽減額について、その補填分として一般会計から繰り入れております。財源としましては、県が4分の3、市が4分の1を負担しております。

2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分5,339万1,556円、これにつきましても財政基盤強化施策としまして、保険税軽減対象者数に応じた算定による繰入金であります。低所得者を多く抱える国保を支援するための制度で、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担しております。

3節職員給与費等繰入金9,929万5,099円につきましては、職員9名分の人件費6,075万1,841円と事務費3,854万3,258円に対する繰入金であります。

4節出産育児一時金等繰入金2,846万9,408円は、出産一時金の102件分の3分の2を一般会計から繰り入れているものであります。

次に、5節財政安定化支援事業繰入金1,893万2,000円につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化を資するために保険者の事情により財政措置されるもので、甲斐市の場合には高齢者60歳から74歳の割合が多いことが該当して、繰り入っております。

6節その他の繰入金5,053万6,842円につきましては、県単老人医療費、また乳幼児、ひとり親、重度心身障害者医療の県単窓口無料化事業、市の子ども医療費の窓口無料化事務に対しまして、国庫負担金が減額される措置がとられていることによりまして、県単老人医療費は、その減額分の5分の2、その他についても2分の1の額を繰り入れして補填しております。

2項基金繰入金はありませんでした。

次に、10款1項繰越金であります、次のページをお願いいたします。

2目その他の繰越金3億7,715万3,338円は、前年度からの繰越金であります。

11款諸収入、1款延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金2,577万2,471円は、滞納金にかかわる延滞金の収入であります。

少し下のほうまでいきまして、2項雑入、2目一般被保険者第三者納付金719万9,558円と、次の3目退職被保険者等第三者納付金3万2,397円につきましては、交通事故等で第三者に原因がある傷病に対しまして、国保が支払った分を第三者が負担すべき額を納付したものであります。

次のページをお願いいたします。

4目一般被保険者返納金358万9,089円につきましては、被保険者が国保資格喪失後に保険診療を受けた場合、後日国保負担分であります7割分等を返納したものであります。

5目退職被保険者等返納金24万7,700円につきましては、退職者等にかかわる同じく返納金であります。

6目雑入42万9,821円の内訳としまして、老人保健拠出金の還付金9,816円と、指定公費負担金、70歳から74歳にかかわるものですが、42万5円であります。

歳入については以上であります。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

なお、所管の委員会から先に質疑を受けますが、所管は厚生環境常任委員会になります。質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

なければ、次に所管以外の委員の質疑を行います。

所管以外の委員、保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 157ページの最初のところです。不納欠損額の2段目6,501万8,012円ですが、先ほど時効消滅したものも入っていると、どのぐらい何件なのか、それで一番高額でどのぐらいなのか。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めます。

石合収納課長。

○収納課長（石合雅史君） この6,501万8,012円ですが、この内訳といたしましては、現年度分が13万4,600円、それから過年度分が6,488万3,412円という内訳になっております。現年度分につきましては、外国人の出国の2人ということで、あと、滞納分につきましては、時効消滅というのは5年間手を尽くしたりいろいろしたけれども、結局徴収できなかったというのが5年の時効消滅分ということで、具体的な欠損の理由ということになりますけれども、本人死亡による相続の放棄、これが41名ございました。それから職権消除等の行方不明者、こちらにつきましては59名です。それから、生活困窮、生活保護等も含めました生活困窮が273人、それから自己破産等によります処分したくとも財産がなくて処分できないというようなものが234人、合計で615名の方が対象になっている状況でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 中で一番金額的に多いというのはどのぐらいの金額になりますか。金額だけでいいんですけれども。

○委員長（米山 昇君） 石合収納課長。

○収納課長（石合雅史君） 金額ベースで多いのは、生活困窮の方、こちらが2,760万円ほど  
ございます。

〔「1人で一番多い人」と呼ぶ者あり〕

○収納課長（石合雅史君） 1人で一番多い方ですか。

○委員長（米山 昇君） 二宮徴収係長。

○徴収係長（二宮千栄君） ワーストワンということでございましょうかと思うんですが、  
249万6,200円の処分金額でございました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この中で例えば死亡とか行方不明はあれですが、生活困窮、自己破産  
等というのは、生活保護との関係が出てくるのではないかと思うんですが、その辺のところ  
は生活保護になった時点の人であった場合のこういう滞納というか、どんなふうになるん  
でしょうか。こういう形で不納欠損という形で処理されるんですか。

○委員長（米山 昇君） 石合収納課長。

○収納課長（石合雅史君） 生活保護の受給者に関しましては、生活保護が開始された段階で  
税金等の徴収を猶予いたします。その状態が3年間続いた場合は順次不納欠損をしていくと  
いう状況です。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 同じく関連で保険税についてでありますけれども、滞納保険税が未収  
金ということでございますけれども、8億316万円ありますけれども、この滞納の中身につ  
いては、今言ったような不納欠損金と同じような内容での滞納なんでしょうか。具体的な事  
例がありましたら教えていただけますか。

○委員長（米山 昇君） 石合課長。

○収納課長（石合雅史君） 滞納者の実態というようなことだと思いますけれども、やはり生  
活が困窮していて税金のほうになかなか回すことができないと、さらには、お勤め等をやめ  
て収入が減ってしまったというようなことで、社会保険から国民健康保険のほうへ切りかえ  
になるわけでございますけれども、今度は自分で払わなければならないというようなことで、  
税額のほうが増すというような形での滞納、内容的には不納欠損の内容とほぼ同様の内容の

滞納でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 滞納の方でございますけれども、平成24年、平成25年それぞれふえていますか、減っていますか。滞納者。

○委員長（米山 昇君） 石合課長。

○収納課長（石合雅史君） 国民健康保険の滞納されている実人数に関しましては、減っている状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 恐らく税務課のご努力によりまして収納が大分進んでいるのではないかと思います、ついでに収納率については、平成22、23年ごろから25年くらいまでの間の収納率はどんなふうな状況でしょうか。恐らくよくなってきてはいるんでしょうけれども、教えてください。

○委員長（米山 昇君） 石合課長。

○収納課長（石合雅史君） 平成23年度につきましては87.54%、平成24年度が89.20%、25年度につきましては、先ほど課長のほうからの説明のとおりの数字でございます。年々若干ではございますけれども、上昇しているという状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 税務課の努力が実ってきているということと同時に、保険税も22年からほとんど据え置きされているということで、評価をしていきたいと思うんですけれども、もう一つ気になっているのがやはり収納率を高めるということで、差し押さえなどがあると思うんですけれども、参考に聞かせてもらいたいんですけれども、どんなものを差し押さえで平成25年度はどのくらいの金額になっているか教えてください。

○委員長（米山 昇君） 石合課長。

○収納課長（石合雅史君） 平成25年度国民健康保険税にかかわります差し押さえでございますけれども、全部で88件の差し押さえを執行しております。内容につきましては給与が37件、預貯金が25件、それから生命保険5件、不動産11件、自動車が8件、主だったところがこんな内容でございます。88件に対しまして換価ができたのが52件ございました。金額で431万3,000円ほどとなっております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） ページの169ページの1節の一般被保険者返納金というふうに記載している中で、収入未済額が118万円ばかりあるんですけれども、この内容としては、どんなふうな内容ですか。ちょっとお示しをお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 返納金としまして、医療機関から直接いただくものと本人から直接いただくものと2つに分かれて、病院のほうで返納していただければそちらのほうで済みますけれども、個人におきましては、病院のほうで認めていただけなかったものは個人に対して返していただくということでご通知差し上げているんですけれども、まだ未払いになっている医療費にかかった分の返還がされてない分であります。

○委員長（米山 昇君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） これも例えば収納係というか、担当の方が職員が督促をするということで理解してよろしいですか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） これにつきましては保険課のほうで担当しておりまして、まずは通知をしまして、自宅まで徴収するということはしていません。おおむね督促等をしますれば納めていただけるんですけれども、ただ時期的にこれ毎月発生するもので、通知してもすぐにはお金が入るまでにはずれが生じますので、どうしても収入未済がその時点では出てしまうというようなものであります。

○委員長（米山 昇君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） わかりました。

ちょっと収納の担当でこういう話がある、例えば収納している方が甲斐市に住んでいると、その人が行くと知り合いだから徴収しづらいという話も聞くんですけれども、そんなことがあってその徴収率が高まらんということ、今回数字的には上がっているようなんですけれども、なんかそういう点の職員の臨時とか、あるいはそういう方の求人の中で、甲斐市の市民が徴収するとどうも徴収しづらいと、知り合いだからということもお聞きしたんですが、これは要望で結構ですけれども、その辺を踏まえてまたお願いしたいということで結構でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 国民健康保険の保険証未交付世帯ということがありますよね。たしかうる覚えですが、500ぐらいあったかと思うんですが、いろいろな状況があって絶対使わないからもう入らないという人とか、本当に困って入らない人とか、払えるんだけども入らないといういろいろいると思うんですが、その調査とか、それからこの人たちがきちっといろいろなところに入っているのはいいんですけれども、保険に、入っていないくて何もやってなくて払えるのにやっていないという人がもしいると、国民皆保険とかというそういう趣旨、そういうものからちょっと外れますし、それにやはり保険料を少しでも下げるためにもそういったところに手をつけなければいけないと思うんですが、どんなふうに25年度とか、今後これやっていくのか、お聞きしたいんですけれども。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 7月末あたりで500世帯ほどまだ未交付世帯があるわけなんですけれども、年々減少はしております。こちらのほうでの納税相談への督促、あるいは実際には先ほど委員さんが申し上げたようなほかの被保険者保険等に入っているけれども手続きが未届けの方とか、そういうものを調べまして、届け出の督促等、あるいは既に転出しているけれども、まだ未届けの方とか、そういう調査をしております、減少に努めております。

なお、これらの方が保険証を使う必要のない健康な方が多いものと想像しておりますけれども、今後につきましては、また別の交付の配付の仕方とか検討して減少するように努めたいと考えております。

○委員長（米山 昇君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 大変な作業というか、やるかなとは想像できるんですけれども、やはりこの辺のところをしっかりとやっていただくと、もっとやはり根本的に解決していく部分もあるので、ぜひ大変でしょうけれども力を入れてやっていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

できるだけまとめて質問をお願いします。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 国保法44条に基づく一部負担金の減免制度については、平成25年4月から実施されたと思うんですが、これに適用されたというか、申請をして決定件数ですか

ね、何件くらいありましたか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 窓口一部負担金の減免については、今のところ該当がありません。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 国保法77条に基づく保険税の条例減免制度についての対象について  
ですけれども、どのくらい申請件数があって決定されたのが何件くらいか教えてください。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 減免理由としましては刑務所等へ収監されている方について2件、  
それ以外にリストラ減免、特別減免につきまして204件の減免をしております。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると204件プラス2ということですか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 合計206件の減免をしております。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ことしの2月ころ大雪がありましたよね。これまた異常気象で農業関  
係なんかに対する被害も大分出たんですけれども、そういう中での77条の適用などという  
のはあったんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 現在のところそのような申し出はありません。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで歳入についての審査を終了いたします。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 歳出については決算書で170ページからになります。

説明については、決算事業別一覧表、参考資料ナンバー3の7ページからご説明いたしま

す。

参考資料の7ページお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のその他財源につきましては、一般会計からの繰入金であります。001総務管理費関係職員費5,851万2,507円につきましては、職員9名分の人件費であります。003一般管理費2,511万2,348円につきましては、資格保険給付費関係の事務費でありまして、内訳としましては、消耗品、印刷製本費、文書郵送料、保険証等の郵便料等であります。委託料としましては、レセプト資格確認事務等の点検業務に1,745万4,145円を支出しております。

次に、2目連合会負担金財源内訳につきましてはその他財源は、これも一般会計からの繰入金であります。001連合会負担金279万6,590円は、山梨県国保連合会負担金が113万8,750円、特定健康診査等にシステム管理負担金が165万7,840円であります。

2項徴税费、1目賦課徴収費その他財源につきましても一般会計繰入金であります。002賦課徴収関係嘱託、臨時職員費223万9,334円につきましては、徴収嘱託員3名分の能率給、収納に対しまして5%の能率給であります。003賦課徴収費903万6,007円につきましては、賦課徴収にかかります消耗品、印刷製本費、納税通知等の郵送料、口座振替手数料等であります。

次にページに移りまして、3項運営協議会費、1目運営協議会費、001運営協議会費6万9,740円の財源内訳は、その他財源としまして一般会計からの繰入金であります。事業内容としましては、国保運営協議会委員の報酬6万6,500円と事務費3,240円であります。

2款保険給付費は全体で49億8,018万2,309円となりました。国保会計におけます歳出の約65%を占めております。前年度より1.2%の増加ということで、近年では低い伸び率でありました。

まず、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費40億3,196万7,870円、財源内訳としまして、国県支出金は、国の療養給付費等負担金、また、国県調整交付金等であります。その他財源につきましては、前期高齢者交付金及び一般会計繰入金等であります。一般被保険者にかかわる医療費に対しまして、約7割分の負担をしているものであります。

2目退職被保険者等療養給付費2億8,586万3,984円、このその他財源につきましては療養給付費等交付金であります。退職被保険者等にかかわる医療に対する給付であります。

次のページの3目一般被保険者療養費6,067万6,488円の財源内訳としまして、国県支出金は、国の療養給付費等負担金及び国県の調整交付金等であります。その他財源としまして

は、これも一般会計からの繰入金をしております。事業内容としましては、一般被保険者に対します補装具、コルセット、はり、きゅう、柔道整復師等などに対する給付であります。

次の4目退職被保険者等療養費378万5,742円の財源につきまして、その他財源は療養給付費等交付金であります。退職被保険者等にかかわる補装具等の給付であります。

次の5目審査支払手数料、001審査支払手数料1,465万8,663円につきましては、診療報酬請求明細書の審査手数料として、国保連合会に支払っているものであります。

次のページをお願いいたします。

2項高額療養費、自己負担限度額、一般的に8万100円プラス1%を超えた分を高額療養費として支給しております。医療の高度化、がんや生活習慣病の増加によりまして、高額な医療費が増加しているところでありまして、総額では5億2,957万4,997円であります。1目一般被保険者高額療養費4億9,199万8,075円、これの財源内訳としまして、国県支出金は国の療養給付費等負担金及び調整交付金であります。その他財源としましては、共同事業交付金、前期高齢者交付金等であります。一般被保険者における給付としまして7,737件、前年7,403件ですので、300件以上の増加をしております。

2目退職被保険者等高額療養費3,740万1,549円、財源内訳のその他財源は療養給付費等交付金であります。退職被保険者等に対する高額療養費でありまして、こちらも383件前年度よりも若干増加しております。

3目一般被保険者高額介護合算療養費17万789円、これは世帯内で国保と介護保険の両方を合わせた自己負担額が高額になったときに支給されるもので、11件の該当がありました。

次のページ、4目退職被保険者等高額介護合算療養費4,584件につきましては、1件の該当がありました。

3項移送費457万9,662円につきましては、心臓移植にかかわる臓器等の移送経費として支出しております。

次のページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金4,270万4,113円、財源内訳としまして国県支出金は、国からの出産育児一時金補助金であります。財源内訳としましては、その他財源の一般会計繰入金のみであります。給付としましては、102件の給付をしております。

4項出産育児諸費支払手数料、001支払手数料2万790円、これは出産育児一時金は直接医療機関へ支払うための手数料であります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費635万円につきましては、127件の該当がありました。

次のページ、3款1項1目後期高齢者支援金10億3,393万3,140円、財源内訳としまして国県支出金は、国の療養給付費等負担金及び国県の調整交付金であります。その他財源としましては、療養給付費等交付金などであります。事業内容としましては、後期高齢者医療制度への支援金として支出しております。

2目後期高齢者関係事務費拠出金8万4,961円につきましては、被保険者数に応じた事務費拠出金であります。

次の4款前期高齢者納付金、1項前期高齢者納付金、1目前期高齢者納付金95万4,560円、これは65歳から74歳までの保険者間の医療負担の不均衡を調整するための制度への支出であります。65歳から74歳までの被保険者数に応じた金額を支出しております。

次のページをお願いいたします。

2目前期高齢者関係事務費拠出金8万4,961円、これも被保険者数に応じた事務費の拠出金であります。

次の5項老人保健拠出金については、支出はありませんでした。

2目老人保健事務費拠出金3万7,921円につきましては、老人保健制度、既に廃止になっておりますが、経過措置中の事務費であります。

次の6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金4億2,962万2,703円につきましては、財源内訳としまして、国県支出金として国の療養給付費等負担金及び国県調整交付金であります。その他財源は一般会計からの繰入金であります。40歳から64歳までの被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に支出しております。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金1億3,345万1,845円につきましては、高額医療費の市の国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に対します再保険事業のための拠出金であります。

次の2目保険財政共同安定化事業拠出金6億3,167万2,465円につきましても同じく再保険事業でありまして、こちらは1件当たり30万以上が対象となっております。

次のページをお願いいたします。

3目その他の共同事業事務費拠出金1,870円につきましては、その他財源としまして一般会計からの繰入金でありまして、退職被保険者リストを作成委託した費用であります。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費の財源内訳は、国県支出金の特定健康審査等負担金であります。高齢化の進展に伴いまして、疾病全体を占めます生活習慣病の割合が増加し、医療費の4割を占めております。そのため病気の予防や早期発見を目的に特定健康診

査や保健指導を実施しております。

1目特定健康審査等事業費、001特定健康診査費4,660万7,201円につきましては、臨時の看護師や保健師などの賃金、事務費、調査票などの郵送費、集団健診や人間ドックの委託料であります。002特定保健指導費229万1,130円につきましては、前期の健康診査で対象となりました保健指導にかかります賃金、郵送料、委託料等であります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、001保健衛生普及費50万4,000円につきましては、その他財源としまして一般会計からの繰入金があります。国保だよりの作成経費となります。

次のページの2目疾病予防費542万7,689円につきましては、財源内訳としましては国県支出金の県の調整交付金となります。その他財源は、一般会計からの繰入金であります。事業内容としましては、医療費通知6回、ジェネリック医薬品差額通知を6回発送しておる委託料と郵送料であります。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、001財政調整基金積立金2億57万9,000円につきましては、財源内訳としましてその他財源は、基金の運用利子分であります。それに前年度からの繰越金のうち2億円を加えまして積み立てております。基金の現在高は4億5,270万7,000円となっております。

10款1項公債費、1目利子、001利子2万9,589円は、一時借入金に伴う利子であります。次のページをお願いいたします。

広域化等支援基金償還金、001広域化等支援基金償還金1,424万2,660円につきましては、平成14、15年度の国民健康保険調整交付金の過大申請によります国への返還金が生じたことによりまして、県の広域化等支援基金貸付金からお金を借りまして、国に1億2,818万4,000円を返還しております。その県からの貸付金への償還金でありまして、21年度から29年度の9年間の返還予定であります。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、001一般被保険者保険税還付金705万1,300円につきましては、過去にさかのぼって資格を喪失した場合などに国保税を還付しているものであります。退職者についてはありませんでした。

次の3目償還金、001償還金7,624万760円につきましては、平成24年度の国の療養給付費等負担金の精算に伴い返還したもの、また、老人医療対策事業費補助金などの返還金などあります。一般会計への繰出金はありませんでした。

以上が歳出についての説明であります。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 資料の6ページにある1人当たりの医療費ですが、平成20年から5年間で3割近くふえていることになるんですが、原因としてはどんなところが具体的に考えられるか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） まず一つは、被保険者の高齢化、病気にかかりやすい年代の方がふえていることと、また、医療の高度化、いろいろ医療技術が進歩しておりまして、今までなかった高い医療行為等も出てきておりまして、その二つが1人当たり医療費が伸びている原因だと考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） このところジェネリック薬品というような話題が出ているんですが、具体的にはどの程度進んでいるのか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 国のほうでは30年3月末までに60%の後発医薬品の使用を割合にしたいというようなことを目標としておりますけれども、全国的にはまだ30%いかないような状況だと聞いております。

甲斐市におきましては、その中でも最近の状況ですと、40%を超えるような月があるような状況です。この割合については、金額ではなくて薬品数によりまして後発医薬品にできる割合を計算したものであります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 7ページの賦課徴収費の中で、徴収職員3人というところ、さっき説明を受けたんですけれども、これは歩合給が5%ということを含めて、これはそれを含めてということですか。歩合の分も含めてこの総額ということですか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 国保で出しているのは歩合分だけでありまして、基本給等は一般

会計のほうから支出しております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ歩合給で出したのそのもとになるこの徴収員が集めてきた歩合を出した総額はどのくらいですか。これで計算すればわかるのかな。

○委員長（米山 昇君） 小宮山管理係長。

○管理係長（小宮山佳浩君） 25年度における徴収員の徴収した税額の合計ということで、約4,500万円弱の徴収額となっております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それがこのところ前年度に比べてふえているのか減っているのか、どんな推移ですか。

○委員長（米山 昇君） 小宮山係長。

○管理係長（小宮山佳浩君） 24年度につきましてですけれども、徴収員が4人いました。4人いまして、合計額が約5,000万なので、それが25年度には3人になって4,500万円弱ということになっております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは徴収員に比例するという感じですね。1人減って500万円減ったということですよ。前年度は4人いて5,000万円と、今年度は1人減って3人で4,500万円ということは、1人500万円といえば比例しているということで、今後その徴収員の集める金額とそれからどっちが損か得かというようなことになるかと思うんですけれども、要するに滞納の分を集めるということに関することにおいては、これが減らしたことがいいのか悪いのかということだと思っておりますけれども、その点についてはどういう考えを持っているのか、その辺を聞きたいです。

○委員長（米山 昇君） 石合課長。

○収納課長（石合雅史君） 前年に比べて500万円ほど徴収員が扱った金額が減となっているということでございますけれども、収納率全体を見ますと、年々上がっておりますけれども、中身を見ますと、だんだん困難になっている状況、案件というのが多くなっております。徴収員は、やはり出先を訪問して隣戸訪問を多くするという一方で、未納や滞納になっている方と真っ先に面対面で接触することができるというような特質性がございます。なかなか職員が毎日毎日未納者のところへ行くというわけにはいきませんので、その辺の徴収員の活用手法といいますか、その辺をやはり精査をしながら、事務的ないわゆる督促状とか催告書の

発送、それと徴収員の臨戸等の件数とかというものを勘案しながら、この先も有効な活用方法を探っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 非常に大変な仕事だと思いますけれども、今、言ったようなことを考えながら、より徴収率を高めるためには頑張ってくださいと思います。

別件でお願いします。委員長。

○委員長（米山 昇君） どうぞ、続けてください。

○委員（内藤久歳君） 10ページの一般被保険者の医療費の自己負担限度額を超えた療養費ということで、非常に高額な支出をしているわけですがけれども、これの療養内容というのか、多い金額のベスト3というのか、どんなその療養の内容が多いのか、その辺の……。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 先ほどもちょっと移送費のほうで出ましたが、心臓移植した件と、あと一番高額だったものにつきましては、解離性大動脈瘤の手術におきまして月額で687万円ほど支出しております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと15ページのレセプト1件当たり80万円の再保険事業とそれからまた、その下に30万円というのがあるんですけれども、この再保険事業というのはどういう内容だか、ちょっと説明してくれますか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） まず、最初の高額医療費共同事業ですがけれども、レセプト、医療費明細書ですね、請求書が80万円を超えるものが対象となります。その80万円を対象に、80万円を超える分の100分の59の額がいただけます、約6割。それから、それに対して拠出金を国が4分の1、県が4分の1、市が2分の1を負担しております。この負担金につきましては、過去3年間の交付金の案分で決定をしております。

次の保険財政共同安定化事業、これはレセプト1件30万円を超えるものが対象となっております、その対象の医療費の8万円を超える分から80万円、最高が80万円だと72万円の100分の59の額を交付してもらえるとというもので、これについては各市町村で過去の交付金との案分、あるいは一般被保険者の数等で案分したものを拠出して負担しております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちなみに、ウェート、量の件数はどのくらいあるんですか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） まず、交付金の差し引きでありますけれども、高額医療費共同事業につきましては8,277万8,000円がいただけたと、拠出金に対して差し引き8,000万円以上の収入となっております。

また、保険財政安定化事業につきましては、1,170万円ほどの黒字ということで、合わせて9,440円ほど市の収入となっております。件数はちょっと資料を持っていないので、失礼します。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） では、最後に1点だけ。

公債費ですね、一時借入金にかかる利子とあるんですけれども、これは、どんな時期にどういう目的で借りて、この利息を払っているのか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 国保会計につきましては、国保税とあるいは国の交付金が大部分の収入を占めるわけですが、年度当初です。まず、国保税については最初の納期が7月、あるいは国の交付金につきましても6月ごろからでない大きなものが入ってこない、その間4月、5月の間というのは非常に手持ちのお金が少なくなる時期でありまして、そのようなときのために一時借入金で支出のほうを支払うようにしております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そのときの利率というか、そういうのはいろいろの定め方あるんですけれども、どんな内容でその比率は決めているんですか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） こちらのほうは会計課のほうで一般会計からの借金と一緒にしていますので、その中で案分して国保分を支払うような国会計で負担しています。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 12ページの出産育児一時金なのですが、これは財源が今までとちょっと変わってその他の項目になったというのは、交付金なんかになったということで、より安定した財源になったということでしょうか。変わったということでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 出産育児一時金につきましては、国から交付税措置が3分の2あります。それによりまして一般会計のほうから3分の2分を繰り入れをして、歳出に充てております。

○委員長（米山 昇君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 目的別で入っていたのが、交付金という形で、今度、国から入ったのかなと思ったんですけども、わかりました。

あと人数なのですが、出生数ということで、予定よりも予算のときよりも30人分ぐらいは減っているんですが、やはり減っているということかと思うんです。1,000万以上使わなかったということなんですが、この辺昨年、この傾向として、やはり減っているということですか、出生数が。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 当初予算の見込みよりも減少している、また前年度よりも減少している傾向です。

○委員長（米山 昇君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その下の葬祭費なのですが、これは件数的には件数の変化は余りないようなんですけども、年齢として亡くなる方の平均わかりますでしょうか。高齢者が多いということよろしいですか。ちょっといろいろ聞くと、ひとり暮らしの高齢者の方とか、そういう方も多いというので、そういうところにこれ入っていますでしょうか。葬祭費それとも関係ないのでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 国保会計におきましては74歳までの方ということで、それ以上の方は後期高齢者に入りますので、全体的な年齢の割合というものはちょっと把握しておりません。お年寄りが多いことには間違いないです。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑ございませんね。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 以上をもちまして、歳出についての審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第2号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をされました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第3号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

決算書185ページをお願いいたします。

総括表であります。2番、歳入額5億3,573万7,621円に對しまして、3番の歳出額5億3,551万7,651円ということで、差引額21万9,970円となっております。

歳入についてのご説明は、190ページの事項別明細書のほうをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、全体で調定額3億7,983万4,860円に對しまして、収入額3億7,820万980円でありました。現年度分の収納率としまして99.77%ということで、県下13市では一番高い収納率であります。

内訳としまして、1項高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分2億2,553万6,808円につきましては、年金からの天引き分であります。

2目普通徴収保険料、1節現年度分1億4,152万6,160円につきましては、年金天引きができない方、あるいは口座振替を選択した方の保険料であります。2節滞納繰越分113万7,940円につきましては、過年度分の収納額であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料11万円につきましては、1件100円の督促手数料であります。

4款1項1目一般会計繰入金1億5,517万3,021円は、内訳としまして、職員給与費等繰入金としまして2,776万9,794円、職員4名分の人件費であります。事務費繰入金3,475万5,724円につきましては、事務費の経費分として繰り入れたものであります。内訳としましては、郵送料、電算システムの保守料の郵送料等401万2,724円、広域連合に支払いました事務費の納付金が3,074万3,000円でありました。保険基盤安定繰入金9,264万7,503円につきましては、低所得者に対します軽減分、社会保険扶養者であった方が被保険者になったことに対する軽減分に対する繰入金であります。県が3分の1、市が4分の1を負担しております。

5款1項1目繰越金189万7,200円につきましては、前年度からの繰越金であります。

次のページに移っていただきまして、6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金35万6,420円につきましては、過年度の保険料還付したものを後期高齢者医療連合が負担して返していただくというようなものであります。

3項の雑入はありませんでした。

歳入は以上であります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

決算書では194ページからになりますけれども、参考資料のほうで説明いたしますので、決算事項別一覧表の20ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、001総務管理関係職員費2,776万9,794円につきましては、財源内訳としまして、その他財源は一般会計からの繰入金であります。後期高齢者医療広域連合への派遣1名を含む4名分の人件費であります。002一般管理費258万4,259円につきましては、財源内訳のその他財源は、一般会計からの繰入金であります。資格管理、被保険者証の郵送料等の事務費と広域連合システムの保守料であります。

2項1目001徴収費150万2,740円につきましては、これもその他財源は一般会計からの繰入金であります。保険料の徴収に伴う納付書の印刷、発送の郵送料等の事務費であります。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の財源内訳のその他財源につきましても一般会計からの繰入金であります。001保険料等納付金4億7,252万4,113円のうち保険料等納付金3億7,987万6,610円につきましては、徴収した保険料を広域連合へ納付したものであります。

保険基盤安定負担金9,264万7,503円につきましては、低所得者に対しまして保険料を軽減した分を広域連合へ納付したものであります。002事務費納付金3,074万3,000円は広域連合の運営にかかわる費用としまして、被保険者数に応じて負担しているものであります。

次のページの3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、001保険料還付金35万7,420円につきましては、財源内訳のその他財源は広域連合からの収入であります。過年度分の保険料の還付金であります。

2目還付加算金はありませんでした。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、001一般会計繰出金1万1,900円につきましては、平成24年度の決算の剰余金から同年度分の出納整理期間中の保険料収入を差し引いた額を一般会計に繰り出しております。

以上が説明であります。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

なお、所管は引き続き厚生環境常任委員会でございます。

質疑ございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません。ちょっと聞かせてください。そもそもその後期高齢者というのは、当市においては何名ぐらいいらっしゃるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 25年度の年度末におきまして6,750人であります。

○委員長（米山 昇君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） それは、もう年々ふえているということで、今後もふえるだろうという予測でしょうか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 毎年度300人前後弱ぐらいふえております。今後もこの傾向は続くものと考えております。

○委員長（米山 昇君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません。その中で低所得者の保障というか、負担があると思いますが、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか、後期高齢者の中で。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 軽減世帯の合計が4,032人ですから、約3分の2以上の方が軽減世帯となっております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 関連でございしますが、平成25年度の加入者数は何人くらいになっていきますか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 24年度末で6,522人です。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） その中で保険料の徴収状況であります、特別徴収と普通徴収で平成

24年、25年度の対象者はどのくらいになっていますか、教えてください。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 特別徴収24、25でいいですか。まず、24年度が4,850人、25年度が5,119人、約4分の3が特別徴収となっております。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 普通徴収についてもお願いします。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 24年度の普通徴収の方が1,441人、25年度が1,433人であります。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 特別徴収については、年金その他から天引きされるということで、滞納者が少ないだろうと思いますけれども、特に普通徴収の方の滞納が多いと思うんですが、滞納者はどのくらいいて、金額は平成25年どのくらいになっていますか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） まず、滞納額でありますけれども、現年度分で25年度の滞納額、25年度分が先ほどもちょっと説明しましたけれども、現年度分109万9,190円、24年度……。

○委員（樋泉明広君） 滞納者の数について教えてください。平成24年、25年、金額についてはここに書いてありますからいいです。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○委員（五味武彦君） 同じ人が各年度滞納している場合もありますので、累計としまして24年度が57人、25年度が54人あります。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この滞納者に対しては国保の場合であれば短期保険証とか資格証なんかを発行するんですが、この滞納者に対する短期証、資格証の発行についてはどのような発行になっているのでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 25年度の短期保険証の発行は3人、24年度は5人あります。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この滞納の短期保険証の発行はどういう方が対象になっているのでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） もちろん滞納額が多い方です。納める額も分納等についても少額しか納められないような方については、短期保険者証を発行しております。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） つまり滞納額も滞納の期間も長期にわたっている。問題はですね、その短期保険証だと、分割払いということになりますけれども、分割払いも十分にできない方が対象になっているのかと思うんです。それに対する指導はどうしていますか。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） お年寄りということで、若い方よりも真面目な方、誠意を持って納める方が多いわけですけれども、その中でもどうしても本人等の事情によりまして、待つてほしいというような事情の中で直接話し合いをする中で、毎月このぐらいなら納められるというような額を納めていただいておりますけれども、その額がどうしても滞納に追いつかないような形では短期に被保険者証を交付して、毎月納めていただけるように交渉を努力しております。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 参考に平成25年度の、24年度も同じかもしれませんが、保険料の金額ですね、平均どのくらいになっていますか。月額、それから年額について伺いたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） ちょっと月額というか、年額6期で納めていただいているんですけれども、年額で24年度につきましては平均で4万8,599円、県の平均で出ております。25年度においては、まだ決算数字が公表されておられませんので失礼します。

○委員（樋泉明広君） 今からということですね。はい、わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑をこれで終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第3号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 手短に発言をさせていただきます。

ご存じのとおりこの制度は世界的にも例がない特異な制度です。高齢者を別枠で囲い込むことによって結局は保険の負担とか医療内容についても問題が出てきます。

そういった意味で、この制度については、我々は反対を一貫して主張してきましたので、この詳細等については、また本会議のときに述べたいと思いますけれども、この制度を一刻も早く抜本的に見直すべきだということを発言しまして、反対討論とします。

○委員長（米山 昇君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案認定に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） 起立多数でございます。

したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第4号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

○委員長（米山 昇君） 三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こんにちは、よろしくお願いします。

歳入の説明に入る前にちょっと資料のほうの介護保険の訂正をすみません、よろしくお願いします。

まず、決算の参考資料、こちらのほうの資料の20ページのほうをお願いします。

幾つかあります。すみません。大変申しわけありません。ナンバー5です。

20ページをお開き願います。

認定審査等費の事業の内容、上から3番目になりますけれども、主治医検証作成手数料の2,249件を2,537件に訂正をお願いします。

続きまして、27ページのほうをお願いします。

ちょっとすみません。何か所かあります。

001、2次予防事業の事業内容の筋力向上トレーニング事業の216回、1,253人を232回、1,565人に訂正をお願いいたします。

続きまして、その下の002、1次予防事業の事業内容の上から6番目にありますけれども、らくらく簡単教室71回、1,255人を156回、2,808人に訂正をお願いいたします。

最後になりますけれども、29ページをお願いいたします。

006任意事業臨時職員費を任意事業関係職員費、臨時というのを関係ということで訂正をお願いいたします。何か所も訂正がありまして大変申しわけありませんでした。

それでは、歳入のほうの説明をさせていただきます。

決算書の199ページをお願いいたします。

予算現額は39億2,234万8,000円、歳入額は38億2,709万6,943円、歳出額は37億2,914万6,850円、実質的な収支額9,795万93円を平成26年度に繰り越すものでございます。

それでは、204ページ、205ページをお開きください。

事項別明細書で歳入をご説明いたします。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料の調定額は10億1,465万9,100円、収入済額は9億2,876万3,601円となります。不納欠損額2,054万6,499円、収入未済額6,534万9,000円であります。

以降は収入済額のみ読み上げます。

1節現年度分特別徴収保険料8億3,199万8,025円は、特別徴収、年金から天引きされる方々の保険料で、平成25年度末の総数は1万4,555人、第1号被保険者の約9割を占めてお

ります。

備考のほうをごらんください。

年度途中での死亡、転出等による還付未請求分の還付未済金85万3,355円を除く8億3,114万4,670円が実質の収支となります。

次に、2節現年度分普通徴収保険料9,038万5,138円は、年金から天引きできない方々で、納付書、または口座振替での納付者となります。また、収入未済額は1,860万7,682円で、収納率は82.93%、特別徴収を含んだ収納率は98.11%となります。

次に、3節滞納繰越分保険料638万438円は、過年度分の滞納保険料で、収納率は8.56%でございます。

なお、不納欠損額2,054万6,499円は滞納者の死亡や居所不明の理由のほか、平成25年度は徴収権が消滅した保険料を不納欠損処分しております。保険料滞納者との交渉におきまして、分納誓約に応じないなどこれ以上保険料の徴収が困難な方に対しましては、平成26年4月、ことしからですけれども、給付制限を実施することとしております。給付制限につきましては、介護サービスを利用した際の自己負担割合を通常1割でございますけれども、3割に引き上げるもので、実施に際しましては不納欠損処分を行う必要がありますので、今回精査したところであります。

次に、2款分担金及び負担金の収入済額は1,034万1,000円であります。

1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金は、認定審査会を構成している甲斐市を除く中央市、昭和町からの負担金であり、均等割、申請件数により負担額を定めています。内訳は中央市674万9,000円、昭和町359万2,000円となります。

次に、3款使用料及び手数料の収入済額は20万6,800円であります。

1項手数料、1目督促手数料、1節督促手数料は保険料未納者への督促に伴う事務手数料2,068件分であります。

次に、4款国庫支出金の収入済額は7億4,081万4,937円であります。1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度介護給付費負担金6億4,372万9,162円は、市の保険給付費に対し、国の定率負担分であります。2節過年度分介護給付費負担金は、過年度の精算に伴うものですが、該当はありませんでした。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度調整交付金7,036万6,000円は次ページもあわせてごらんください。国から交付される調整交付金であり、定率は5%となっておりますが、各市町村の第1号被保険者の所得状況等の財政状況により算定され、平成25

年度の甲斐市は、保険給付費の約2.05%となっております。

206ページ、207ページをごらんください。

2目地域支援介護予防事業交付金、1節現年度分地域支援介護予防事業交付金952万4,500円は、対象事業費に対する定率の25%であります。3目地域支援包括的支援等事業交付金、1節現年度分地域支援包括支援等事業交付金1,759万5,275円は、対象事業費に対する定率の39.5%であります。

次に、5款支払基金交付金の収入済額は10億1,321万8,000円であります。

1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金10億562万1,000円は、2号被保険者、40歳から64歳までの方々より徴収しました保険料の中から市の保険給付費の定率29%分として支払基金から交付されるものであります。2節過年度分介護給付費交付金は、過年度の精算に伴うものですが、該当はありませんでした。

次に、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金759万7,000円は、地域支援事業への交付金であります。

次、6款県支出金の収入済額は5億457万8,887円であります。

1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金4億9,012万8,000円は、市の保険給付費に対し、県が負担する定率分となります。

2節過年度分介護給付費繰入金につきましては、過年度の精算に伴うものですが、該当はありませんでした。

次に、2項県補助金の収入済額は1,445万887円です。

208ページ、209ページをごらんください。

1目地域支援介護予防事業交付金、1節現年度分地域支援介護予防事業交付金456万2,250円は、対象事業費に対する税率の12.5%です。

2目地域支援包括的支援等事業交付金、1節現年度分地域支援包括的支援等事業交付金879万7,637円は、対象事業費に対する定率19.75%となります。

3目介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金、1節現年度分介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金109万1,000円は、げんき甲斐のスプリンクラー整備に対する補助金であります。

4目施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金、1節施設開設等準備等助成特別対策事業補助金は、該当がありませんでした。

次に、7款財産収入、1目財産運用収入、1節利子及び配当金5万2,000円は、給付準備

基金の利子であります。

次に、8款繰入金の収入済額は5億3,223万9,000円であります。

1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金4億4,198万9,000円は、介護給付費に対する市の定率負担12.5%であります。

2目地域支援介護予防事業繰入金、1節現年度分地域支援介護予防事業繰入金456万2,000円は、介護予防事業等にかかわる市の定率負担12.5%であります。

210ページ、211ページをお開きください。

3目地域支援包括的支援等事業費繰入金、1節現年度分地域支援包括的支援等事業繰入金917万円は、地域支援事業の市の定率負担19.75%分であります。

4目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金2,904万1,000円は、長寿推進課介護保険係職員5名の人件費の繰入金となります。2節事務費等繰入金4,747万7,000円は、介護保険事業運営のための事務費2,876万1,608円及び認定審査会における甲斐市の負担分1,871万5,392円の繰入金であります。

次に、2項基金繰入金、1目介護給付準備基金繰入金、1節介護保険給付準備基金繰入金はありませんでした。

次に、9款繰越金、1目繰越金、1節繰越金9,688万2,718円は、平成24年度決算に伴う繰越金であります。

次に、10款諸収入は、該当がありませんでした。

212ページ、213ページをごらんください。

以上、歳入の合計は38億2,709万6,943円となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

なお、所管は引き続き厚生環境常任委員会です。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 説明書の収入、歳入の205ページの一番下の国庫補助金の7,036万6,000円ですけれども、国の定率では5%、それが甲斐市の場合は25年度2.05%だったということですが、減っているということですか。これどうしてですか。

○委員長（米山 昇君） 三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） お答えします。

こちらのほう定率5%が通常と言われてはいますが、高齢者の所得の状況とか、そういった形で収入が多く入るようなところは、どうしてもその25%以下になってしまうという形で、甲斐市におきましては、全国レベルよりもやはり高齢者の保険料が多く入るという形でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

それと傍聴議員もよろしいですね。

それでは、歳入の質疑を以上で終了します。

続いて、歳出について一括で説明をお願いいたします。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、続きまして歳出の説明をさせていただきます。

歳出は、平成25年度決算参考資料ナンバー5で説明させていただきますが、決算書のほうは214ページ、また、予算審議資料は8ページからとなりますので、あわせてごらんください。

それでは、決算参考資料の19ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、予算現額3,083万7,000円に対しまして、支出済額は2,968万353円であります。

なお、財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金となります。

001総務管理関係職員費2,855万3,730円は、長寿推進課介護保険係5人分の人件費であります。003事務諸費112万6,623円は、介護保険証、各種決定通知書の作成等の一般事務費、通知送付の郵送料となります。

次に、2目連合会負担金につきましては、予算現額131万1,000円に対しまして、支出済額は78万6,443円であります。

なお、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であります。

001連合会負担金は、介護給付費等の審査支払事務を委託しています国保連合会への事務処理手数料等にかかわる負担金であります。

20ページをごらんください。

2項徴収費、1目賦課徴収費につきましては、予算現額698万6,000円に対しまして、支出済額は671万1,410円であります。

なお、財源内訳のその他は、督促手数料と一般会計からの繰入金となります。

001賦課徴収費は、徴収嘱託員の報酬、保険料賦課徴収の通知作成等経費、仮算定、本算定の通知、督促状などの郵送料経費、収納データ作成委託料等経費、徴収員の公用車の燃料費等になります。

次に、3項認定調査等費、1目認定調査等費につきましては、予算現額2,016万1,000円に対しまして、支出済額は1,921万4,484円あります。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金となります。001認定調査等費は、新規申請、更新申請等にかかわる申請者の身体等の状況を調査する非常勤職員8人の賃金、訪問調査、事務経費、主治医の意見書作成手数料、認定訪問調査委託料となります。

21ページをごらんください。

4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費につきましては、予算現額2,940万1,000円に対しまして支出済額2,905万6,392円となります。

なお、財源内訳のその他は、均等割と件数割で算出した構成市町の負担金となります。

001介護認定審査会関係職員費1,314万6,782円は、甲斐市、中央市、昭和町で共同設置しております介護認定審査会職員2人分の人件費となります。002介護認定審査会嘱託臨時職員費227万7,504円は、介護認定審査会の臨時職員1人分の人件費です。003介護認定審査会費1,363万2,106円は、審査判定する委員20人の報酬、認定審査会事務費、認定審査会システム及び機器の維持管理委託料であります。

5項地域介護、福祉空間整備等補助金、1目地域介護、福祉空間整備費等補助金につきましては、予算現額1億1,709万1,000円に対しまして支出済額109万1,000円あります。

なお、財源内訳の国庫支出金は、県からの補助金であります。また、未執行額の1億1,600万円につきましては、地域密着型介護老人福祉施設の整備にかかわる補助金で、平成

26年度に繰り越しをしております。

001地域介護、福祉空間整備等補助金は小規模多機能居宅介護事業所げんき甲斐のsprinkler設置工事への補助金であります。

以上、総務費の決算額は合計で8,654万82円となります。

22ページをお開きください。

2款保険給付費についてご説明いたします。

それでは、個々に説明いたしますが、保険給付費の基本的な財源内訳の負担割合は、国県の支出額が37.5%、その他は市の12.5%負担分と2号被保険者の29%の計41.5%であり、一般財源は1号被保険者の保険料の21%となります。25年度末の要介護認定者数は2,201人で、要介護1から5が1,755人、要支援1と2が446人となっております。

2款1項介護サービス等諸費は、要介護度が要介護1から要介護5の方が在宅アシストにおきまして利用したサービス及びサービス計画作成にかかわる給付費となります。

1目居宅介護サービス等給付費につきましては、予算現額16億9,187万3,000円に対しまして、支出済額16億5,959万8,147円であります。001居宅介護サービス等給付費16億4,868万3,278円は、ホームヘルプ、デイサービス、訪問入浴、ショートステイ等の利用にかかわる給付であります。002居宅介護福祉用具購入等費390万1,537円は、特定福祉用具、ポータブルトイレ等もありますけれども、購入した際の補助金であります。003居宅介護住宅改修等費701万3,332円は、廊下や階段等の手すり、スロープの設置や段差の解消等の工事費用への助成であります。

次に、2目地域密着型介護サービス等給付費につきましては、予算現額3億7,827万2,000円に対しまして、支出済額3億6,494万6,274円あります。001地域密着型介護サービス等給付費は、住みなれた地域で気軽に利用できるサービスの給付費で、認知症対応型共同生活介護——グループホームと言われておりますけれども、認知症対応型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入所者生活介護、老人福祉施設入所者生活介護であります。

23ページをお願いいたします。

3目施設介護サービス給付費につきましては、予算現額9億2,916万2,000円に対しまして支出済額9億2,916万1,156円あります。001施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、老人保健施設、療養型施設の入所者にかかわる施設サービスの給付費であります。

4目居宅介護サービス計画等給付費につきましては、予算現額1億8,236万3,000円に対しまして、支出済額は1億8,236万2,820円となります。001居宅介護サービス計画給付費は、

毎月作成する介護サービス計画、ケアプラン作成の費用であります。

2項介護予防サービス等諸費は、要介護度が要支援1と要支援2の要支援者が在宅において利用した介護サービス及びサービス計画作成にかかわる給付費用であります。

1目介護予防サービス等給付費につきましては、予算現額1億2,421万6,000円に対しまして支出済額1億2,101万7,006円であります。001介護予防サービス等給付費1億1,684万2,886円は、ホームヘルプ、デイサービス、訪問入浴、ショートステイの給付費であります。002介護予防福祉用具購入等費64万1,937円は、特定福祉用具等の購入費補助であります。003介護予防住宅費等給付費353万2,183円は廊下、階段、手すり、スロープ、段差の解消等の改修に対する給付費であります。

24ページをお願いいたします。

2目地域密着型介護予防サービス等給付費につきましては、予算現額462万円に対しまして支出済額は446万1,777万円であります。001地域密着型介護予防サービスは、地域密着型の小規模多機能型居宅介護サービスにかかわる給付費であります。

3目介護予防サービス計画等給付費につきましては、予算現額1,673万2,000円に対しまして支出済額は1,596万4,720円となります。001介護予防サービス等給付費は、要支援1、2の要介護者にかかわるケアプランの作成費であります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、予算現額499万9,000円に対しまして支出済額は490万2,711円となります。001審査支払手数料は、介護報酬の審査に伴います国保連合会の審査支払手数料であります。

25ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、予算現額5,200万3,000円に対しまして支出済額4,869万299円であります。001高額介護サービス費は、要介護1から要介護5までの要介護認定者が1カ月内において介護サービス利用額の1割負担額が上限額を超え高額になった場合、その差額を給付する費用であります。

2目高額介護予防サービス費につきましては、予算現額2万円に対しまして支出済額は1万8,666円あります。001高額介護予防サービス費は要支援1、要支援2の要介護認定者にかかわるもので、先ほどの給付内容と同様でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、予算現額888万円に対して支出済額744万4,031円あります。001高額医療合算介護サービス費は、年間で医療及び介護の負担金が基準額より多い場合に支給するものであります。

26ページをお願いいたします。

2目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、予算現額4,000円に対しまして支出額はありませんでした。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者支援サービス費につきましては、予算現額1億4,276万円に対しまして支出済額1億3,640万5,359円であります。001特定入所者介護サービス費は、低所得者層の負担軽減措置で、食費軽減と居住費軽減等にかかわる給付費であります。

2目特定入所者支援サービス費につきましては、予算現額9,000円に対しまして支出済額は5,850円であります。001特定入所者支援サービス等は要支援1、2の認定者にかかわる食費と居住費の軽減給付費であります。

以上、2款の保険給付費にかかわる決算合計額は34億7,497万8,816円となります。

27ページをお願いいたします。

次に、3款地域支援事業費を説明いたします。

1項介護予防事業費、1目介護予防事業費につきましては、予算現額3,649万8,000円に対しまして3,192万5,122円であります。地域支援事業費の財源内訳の負担割合は国県の支出額が37.5%、その他は市の12.5%負担分と2号被保険者の29%、計41.5%であり、一般財源は1号被保険者の保険料の21%となります。001、2次予防事業1,798万6,940円は、要支援、要介護となる可能性の高い特定高齢者を対象にその防止、状態の軽減、悪化の防止を図るための事業であります。2次予防事業対象者把握事業は、チェックリストを高齢者に送付して、身体等の状況を把握し、2次予防事業対象者の選定等を行うもので、筋力向上トレーニング事業、閉じこもり予防事業はそれぞれ予防教室の開催を行ったものであります。002、1次予防事業1,060万2,882円は、一般高齢者を対象に生活機能の維持または向上を図るための事業で、個々の事業内容につきましてご説明いたします。

いきいき健康相談事業は、3カ所の温泉施設におきまして、各施設月2回血圧測定、各種健康相談等を行うものであります。介護予防体操講師派遣事業は、3B体操の講師を各地区に派遣するものであります。いきいきサロン事業は、住みなれた地域で仲間と楽しみながら活動するための憩いの場の設立や活動への支援であります。介護予防教室、認知症予防教室は、各地区公民館等で実施する音楽療法、転倒防止等の教室で、市内4カ所の在宅介護支援センターに委託し、実施している事業であります。らくらく簡単教室は、水中歩行、エクササイズを民間事業者に委託し、実施している事業であります。筋力アップ教室は、器具を利

用してのパワーリハビリを民間事業者に委託して実施している事業であります。元気アップフォロー教室は、2次予防事業の筋力向上トレーニングを修了しまして、運動機能の状況を再評価する機会としまして、民間事業者に委託して実施している事業であります。

004介護予防事業嘱託臨時職員費333万5,300円は予防事業にかかわる臨時職員1人分の人件費であります。

28ページ、29ページをごらんください。

2項包括的支援等事業費、1目包括的支援等事業費につきましては、予算現額4,643万4,000円に対しまして支出済額3,815万8,357円となります。包括的支援等事業費の財源内訳の負担割合は、国県の支出額が59.25%、その他は市の19.75%負担分であり、一般財源は1号被保険者の保険料の21%となります。001包括的支援事業109万2,860円は、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるように地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や医療、介護保険事業所等との連携を図りながら高齢者に対する介護、福祉、権利擁護等の包括的な支援を行うもので、個々の事業内容についてご説明させていただきます。

地域包括支援センター運営事業は、センターの運営にかかわる経費でございます。ケアマネージャー支援事業は、ケアマネへの研修会の開催、情報提供等の経費であります。地域包括支援センター運営協議会は、運営協議会委員17名いらっしゃいますけれども、報酬、事務費等であります。在宅介護支援センター委託事業は、夜間休日の高齢者等からの相談対応を4カ所の在宅介護支援センターに委託しているものであります。権利擁護支援事業は、制度周知のための講演会実施や研修会参加等であります。

002任意事業2,141万9,886円は、高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者家族介護者に対しまして、地域の実情に応じた支援を行うための事業であります。個々の事業内容につきましてはご説明させていただきます。

介護給付適正化事業は、介護サービス利用状況等の内容を記載した通知を送付することにより、利用内容の確認や介護保険事業への意識向上等を目的としております。家族介護者交流支援は、在宅で高齢者等を介護している方々の交流を図る事業であります。介護用品支給は、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族の方に介護用品、紙おむつ等を購入するためのクーポン券を交付する事業であります。介護者慰労金支給は、要介護3以上の寝たきり高齢者を在宅で介護している家族の方に慰労金を支出する事業であります。認知症サポーター養成講座、サポーターの養成等にかかわる事業であります。成年後見制度利用支援は、市長申し立て等にかかわる事業であります。敬老福祉大会は、敬老福祉大会にかかわる事業

で、平成25年度は約1,400人が参加しております。介護相談員派遣は、定期的に市内の施設を訪問し、利用者の相談等に応じ、サービスの体制強化と質の向上を図るための事業であります。

29ページをお願いいたします。

高齢者自立応援事業は、平成25年度から新たに実施した事業であり、85歳以上で介護認定を受けていない方へ市の特産品を贈るものであります。高齢者の生きがいと健康づくり推進は、高齢者運動会、健康ウォーキング等を社会福祉協議会に委託し、実施しているものであります。

次に、004包括的支援事業嘱託臨時職員費841万2,002円は、地域包括支援事業にかかわる臨時職員3人分の人件費であります。005任意事業嘱託臨時職員費263万5,652円は、任意事業にかかわる臨時職員1人分の人件費であります。006任意事業関係職員費459万7,957円は、任意事業にかかわる職員1人分の人件費であります。

以上、3款の地域支援事業費にかかわる決算合計額は7,008万3,479円となります。

30ページをお願いいたします。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目給付準備基金積立金につきましては、予算現額7,477万2,000円に対しまして支出済額は7,477万2,000円となります。001給付準備基金積立金は介護保険の財政安定化を図るための積立金であります。

次に、6款諸支出金を説明いたします。

1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、予算現額65万円に対しまして支出済額は48万910円であります。001第1号被保険者保険料還付金は、1号被保険者の転出、死亡等による保険料の還付であります。

2目第1号被保険者還付加算金につきましては、予算現額1,000円に対しまして支出済額はありませんでした。

31ページをお願いいたします。

3目国庫支出金等償還金につきましては、予算現額1,041万7,000円に対しまして支出済額1,041万6,012円であります。001国庫支出金等償還金は、国庫支出金等を決算見込みで算出しているために給付額の確定後の翌年度に精算し、返還する場合の費用であります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、予算現額1,187万6,000円に対しまして支出済額は1,187万5,551円となります。001一般会計繰出金は、給付額確定後の翌年度に精算して返還する場合の費用です。

以上、歳出合計は37億2,914万6,850円となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 審査ですが、現在どのくらい的人数で年何回くらいやっているかお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 山口介護認定審査会リーダー。

○介護認定審査会（山口文六君） お答えいたします。

介護認定審査会の山口でございます。よろしくお願いいたします。

年150回開催してございまして、大体1回につき35件の上限として審査を行っております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 特養ですが、現在の入所者とそれから待機者、数がわかりましたらお願いします。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 今現在、特別養護老人ホームにつきましては、26年4月1日現在で162名の方が入所されております。待機者につきましては約300名ほどおります。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 認知症が大分話題になっていますけれども、この2,000人のうちの認知症とみられる方はどのくらいでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在、認知症をうちのほうで把握できてないような方もいらっしゃいますので、2,200人のうち、やはり10%以上はいると考えております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 27ページの予防事業の件ですけれども、前年度に比べて、2次予防と1次予防の項目が変わってきているということで、2次予防のほうが前年度に比べて2,000人ばかりふえているんですね。これはなんか1と2とその内容が変わったということですか。その辺の事業の内容について。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 24年度が2次予防のチェックリストを実施したものが実際には8,059人おりました、25年度が1万909人のチェックリストを実施しております。そのうち2次予防事業、介護のちょっとこのままいってしまうと必要性が高まるという方が24年度が1,316人、25年度が2,408人という形で、やはり高齢者の増加とともにこの対象者というのはふえているというような状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） だから、その2次予防と1次予防というそのくくりを変えてそして今の対象者を減らすという目的でやっているわけですね。そうすると、その把握したことによって把握人数がふえているという、そのふえた人数をどういう形で介護を受けないようなことにつなげていくのかとその辺の考え方はどういう考え方でやっていきますか。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらの2次予防事業者でチェックリストで該当した方2,408人いらっしゃいますけれども、こちらの方には通知、また連絡等をして、できる限りこちらのほうもいろいろな事業やっておりますので、そちらに参加していただきたいということで、ご連絡しているんですけれども、なかなかそういった参加の申し込み等ありませんので、今後次期計画の中で、いかに多くの方にこの予防事業に参加していただけるようにまた検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 23ページですか、具体的なことではないんですけれども、施設介護サービス、それから、居宅介護サービスと予算現額と支出済額がほとんど僅差なんですよ。上のほうは846円しか違わない、それから下のほうは160円しか違わないと、ご立派といえ、ご立派なんですけれども、何か裏がありそうな気がするんです。要するにこれ以上予算

がないから次年度へ回すという方が多分いらっしゃるのではないかなと思うんです。今期はここまで、もうこれでいっばいだ、次は来年度のほうへお願いするというようなことはありませんでしたか。それ1点だけです。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのほうはもう年度途中で施設等はたまかな給付の見込みというのが施設に入所している方が余り変動しませんので、見込みが立ちますので、またそれに合わせて補正等を行っておりますので、ご理解等をお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 1点お伺いしたいんですけども、地域包括ケアの件で、今後在宅介護という部分と、あともう一つ、医療、在宅医療の部分で今後どういった医療関係者と話を進めてくると思うんですけども、今後どういった感じにかちょっとお伺いいたします。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 今から高齢者が増加して施設に入れない、また入院も早期に退院させられるというような事態も招きかねませんので、市としては、やはり医療と介護の連携というのは非常に重要と考えております。それで、今現在医療関係者、医師会2つありますけれども、そちらのほうと話し合い、また会議等をもちまして、27年度中には在宅介護の協議会、こちらのほうを設立をして、医療と介護の連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 27ページの介護予防のことについて伺いたいんですが、2次予防でも筋トレのトレーニング事業、それから1次予防でも筋力アップ教室、また元気アップフォロー事業と筋トレのあれをやっていますが、これは延べ人数だと思うんですよね。実質的に何人がこういったものを受けているのかわかりますでしょうか。合わせてでいいんですけど

ども。

○委員長（米山 昇君） 小池介護予防推進係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 2次予防事業の筋力向上トレーニングは、実人数が156名です。2次予防事業の筋力アップ教室は、実人数は74名になります。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 来年度というか、26年から27年地域包括に向けてこれから本格的にこうしたところをもっと充実していくとは思いますが、200人ですよ。そうするとやはり2次予防の事業対象者というのは1万人ここにありますが、やはり筋トレとか、認知症予防というのは誰もやらなければならないと思うんです。ですから、そういった意味で、特に機械を使ったという筋トレが本当は一番効くと思いますので、そういったほう積極的に取り入れたほうが良いと思うんですが、どう思われますか。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのパワー筋力アップ等は、やはり器具が必要となりますので、器具がどうしてもあるところという形で、今、市内のほう何カ所か委託しているんですけれども、やはり今後は人数的にも制限等もありますので、できるだけ器具でなくて違う形で使って、また公民館等で簡単にできるようなことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 器具を使うのが一番いいんですが、今おっしゃったように使わなくても筋力アップできる方法をしっかりとやっていくというお話ですので、しっかりお願いしたいと思います。

28ページです。任意事業の中の介護用品支給でおむつ等のクーポンの配布に413人とありますけれども、これはおむつのほかには、例えばおむつを使うときのいろいろな備品というかなんかウェットティッシュとかありますよね。ああいったものに関してちょっと甲斐市厳しいというのを聞いたんですけれども、どうなんですか、そのところは。

○委員長（米山 昇君） 土屋長寿あんしん係長。

○長寿あんしん係長（土屋達巳君） 紙おむつのほかに尿取りパッドとか介護に必要な用品を購入できるというクーポンなんですけど、確かにいろいろな製品が開発されてきていますので、来年度計画新たにつくりますけれども、それに合わせて、在宅のほうの関係のサービスも要

網改正をしながら見直していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（米山 昇君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ぜひ自主的にやはり先ほどおっしゃったように、いろいろなものが開発されているということでもありますので、自主的に使うものに関しては、余分なものはだめだけれども、自主的に使ってこれは便利というものに関しては、ぜひ枠を広げていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） ちょっとお聞きしたいと思います。先ほど課長のほうから数字的な回数とか数字を結構訂正がございましたけれども、その辺の集計か何か、何の手違いでこんなに違っていたのか、その辺をちょっと集計のミスなのか、それとも担当者のその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 大変申しわけありません。事務的な初歩的なミスによりまして数字をちょっと誤ってしまいまして、大変申しわけありませんでした。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認でございますが、22ページの地域密着型介護サービスの給付費でございますが、その事業内容につきまして5件ありますけれども、このほかにはサービスの事業の内容についてはないのでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在地域密着型のサービスにつきましては、この5つがありまして、現在特定入所者のほうはもう業者の倒産ということでした業者がありますので、今現在はグループホーム、認知症の通所、デイサービスですけれども、小規模多機能、これはデイサービスとヘルパーとショートを組み合わせたものですが、あと老人福祉施設、特別養護老人ホーム29床以下ですけれども、こちらの4つのサービスとなっております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 現在平成25年度の地域密着型の介護サービスの内容についてであり

ますけれども、支出済額が3億6,494万6,274円ということでありますが、間違いはないと思うんですけれども、ちょっと確認だけですが、決算の審議資料の中に出ている地域密着型サービスの金額と若干の相違があるんですが、この相違はどこから出てきているのかちょっと教えていただけますか。こちらのほうは審議資料の3億6,940万8,000円、こちらのほうが3億6,494万六千二百何がしになっているんですが、この差はどこから出てきているんですか。

○委員長（米山 昇君） 保坂介護保険係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 12ページにあります地域密着型サービスの支給額は、こちらの決算参考資料の介護サービス要支援1、要支援2と要介護1から要介護5の方の合計の金額になっております。

○委員長（米山 昇君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 決算審議資料12ページの地域密着型サービスの支給額は、決算参考資料の22ページの保険給付費介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス等給付費3億6,494万6,274円とあとは24ページにあります1番上の保険給付費介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス等給付費の合計になります。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、22ページのこの地域密着型介護サービスの件数に24ページの小規模多機能型の介護の71件を足すと1,708件ということになるわけですか。

○委員長（米山 昇君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） はい、そのとおりです。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 1,670足す71は1,741ですよ。どこが違うのかな。件数と人数というのが出ているんですよ。だからその違いなのかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 11ページの人数につきましては実人数、こちらの決算参考資料にあります人数は延べ件数となっております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、これで委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定4号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 介護保険特別会計決算の反対討論を行います。

本決算は1号被保険者の保険料が1万円近く引き上げられた決算であります。国の負担が25%から30%に引き上げることは地方自治体でも求めているわけですが、こういったことが実現されないまま結局は被保険者に負担がかかっている。

一方、これは地方自治の自治事務でありますから、自治体独自で軽減、減免の制度を導入しているところも全国では3割を超えています。現場での努力は評価はするわけですが、やはり制度として改善が求められる部分があります。

今後、政府に介護保険制度の改善を強く要望するとともに、本市の介護保険料利用料の引き下げにも力を注ぐことを期待をしまして、反対討論とします。

○委員長（米山 昇君） ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） 討論がないようですので、討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○委員長（米山 昇君） お座りください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時 17分

再開 午後 1時 27分

○委員長（米山 昇君） それでは、ちょっと時間前ですけれども、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第5号 平成25年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

決算書229ページをお願いします。

予算現額1,849万4,000円、歳入額1,776万623円、歳出額1,678万2,572円、97万8,051円を平成26年度に繰り越すものでございます。

決算書234ページ、235ページをお願いします。

歳入につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

甲斐市では、地域包括支援センターを直営で運営しておりまして、居宅介護予防支援事業所の指定を受けています。このため介護保険特別会計とは別の介護サービス特別会計を設置しまして、要支援1と要支援2の方のケアプランの作成業務等を行っております。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目予防給付費収入、1節居宅支援サービス計画費収入につきましては、収入済額1,596万4,720円、介護保険の要介護認定者のうち要支援1と2のケアプランの作成業務にかかわる国保連合会からの収入でございます。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては、収入済額43万9,000円でございます。この業務にかかわる職員及び臨時職員の人件費の一部を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金につきましては、収入済額135万5,903円です。平成24年度の決算に伴う繰越金であります。

次に、4款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、1節預金利子につきましては、預金利

子の収入済額1,000円でございます。

2項雑入、2目雑入、1節雑入は、該当がありませんでした。

以上、収入合計1,776万623円となります。

次に、歳出のほうを説明いたします。

歳出のほうは平成25年度決算参考資料で説明させていただきますが、決算書のほうは236ページからとなりますので、あわせてごらんください。

それでは、決算資料32ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、予算現額1,170万4,000円に対しまして支出済額1,135万4,869円です。財源内訳のその他は、一般会計からの職員給与費等繰入金及び居宅支援サービス計画費収入であります。001総務管理関係職員費549万3,399円は、関係職員1人の人件費であります。002総務管理関係嘱託臨時職員費575万8,134円は、関係の臨時職員2人の人件費であります。003事務諸費10万3,336円は、各種通知等にかかわる事務費であります。

次に、2款事務費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費につきましては、予算現額543万3,000円に対しまして支出済額407万1,800円です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入であります。001居宅介護支援事業費は要支援1と2の要支援認定者のケアプラン作成を他の事業者に委託した費用であります。

次に、3款諸支出金、1項償還金、1目償還金につきましては、予算現額135万7,000円に対しまして支出済額135万5,903円です。財源内訳のその他は繰越金であります。001償還金は給付費の誤り等があった場合に返還する費用ですが、支出はありませんでした。002一般会計繰出金135万5,903円は、一般会計からの繰入金を精算し、翌年度に返還する費用であります。

以上、歳出決算額は1,678万2,572円です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

なお、所管は引き続き厚生環境委員会でございます。

質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認でございますが、33ページの居宅介護支援事業費の中の介護予防の支援の一部委託料とありますが、初回、それから2回目以降の単価についてちょっと教えてください。平成25年度と変わらないか。

○委員長（米山 昇君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 新規の申請、初回の介護支援単価は7,120円でありまして、2回目以降が4,120円となっております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第5号 平成25年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論ないようですので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時37分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第6号 平成25年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

奥野市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） どうもお疲れさまです。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、市民活動支援課でかかります住宅新築資金等貸付事業特別会計の説明をさせていただきます。

参考資料は18ページにございますが、歳出のみの掲示になっておりますので、決算書のほうで説明をさせていただきます。お願いいたします。

それでは、決算書239ページをお願い申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計、予算現額316万6,000円、歳入335万2,041円、歳出315万7,494円、これで差額になりますけれども、残高ということで翌年度の繰り越しが19万4,547円となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、歳入歳出のほうの説明に移ります。

同じく決算書244ページ、245ページをお願い申し上げます。

本事業につきましては、もとは同和対策特別措置法ということで、後に地域改善対策特別措置法に変わってございますけれども、それにかかります対象者の住宅資金、宅地取得資金等の貸し付けを行いまして、その償還事務、現在では償還事務のみになっておりますけれども、その決算でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、現在対象者は大分返済をいただきまして13人ということで、取り扱っておりますので申し添えておきます。

それでは、244ページから説明をさせていただきたいと思います。

まず、1、繰入金、一般会計の繰入金でございます。こちらにつきましては、そこにござ

います予算現額、最終になりますけれども、収入済みが一般会計のときにも説明を申し上げましたけれども、241万円、これは償還の不足額の繰り入れということで、お願いをいたしましたものでございますので、よろしくお願ひいたします。

また、2款の繰越金につきましては、前年度平成24年度からの繰り越し13万5,068円になりますけれども、一応入金になっております。24年度決算の残額でございます。

次にまいります諸収入でございます。住宅新築資金等貸付金元利収入、これは新築資金の元利収入でございます。予算現額216万9,000円のところ、右側まいりまして、収入済額48万6,781円となっております。それで、その左の調定額でございます。8,378万4,685円ということで、決算数値が出ておりますけれども、これは現年度分と滞納額を含んだ額を計上させていただいたものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

次にまいりまして、諸収入のうち宅地取得資金貸付金元利収入、これも対象者からの返済金でございますけれども、当初予算額99万3,000円、右のページにまいりまして、収入済みが31万9,192円となっております。こちら宅地取得にかかわる資金でございます、隣の調定額によりましては4,711万8,408円ということで、これも13名の滞納額がこれに含まれておりますので、ご確認をいただきたいと思ひます。

あと、預金利子でございますが、こちらにつきましては1,000円ということで、これは他の会計等ともありまして、会計課のほうで調整をいただいて1,000円ということで入金になってございます。よろしくお願ひ申し上げます。

あと3の延滞金でございますけれども、これは収入がございませんでした。よろしくお願ひいたします。

ということで、収入済額にありましては、合計で335万2,041円でございます。よろしくお願ひいたします。

めくっていただきまして、246ページ、247ページにまいります。

歳出のほうの説明をさせていただきます。

まず、1款の事務費でございます。

住宅新築資金等貸付事業事務費ということで、こちらにつきましては、通知関係、督促関係等々の郵便料がほとんどでございます、右側でございます1,645円ということで支出をさせていただきました。

あと、2款の公債費でございます。これは当初の事業からの原資ということで、県から借り入れてございます。それを対象者に貸し付けた関係でございますけれども、いわゆる公債

費ということで、山梨県のほうに返済をしているものでございます。残金につきましては予算現額276万8,000円のところ、276万7,927円を支出してございます。同じく利子につきましては38万8,000円のところ、支出済額は38万7,922円ということで支出をさせていただいております。

合計で歳出合計247ページの最下段になります315万7,494円を支出をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

この差額でございますが、翌年度へ繰り越しということで19万4,547円、総括表のほうの数字になりますけれども、26年度への繰り越しということで、対応をお願いしているところであります。

なお、本事業でございますけれども、平成10年をもちまして貸し付けは終了してございます。現在対象者が13名、償還と県への返済ともに平成35年度に終了しますので、あと10年ほど償還いただいて県へ返済ということで、対応をこれからしていく予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、滞納額がございまして、いずれ5年を経過するといろいろな形で法的なものが出てまいりけれども、13名でございますので、年間90件、100回というふうな形で歩いております。それぞれの家庭の事情があったり、高齢化が進んだりということですが、いずれにしても何らかの集金をさせていただいておりますので、時効等その他の対象には時効の援用と申しますが、本人の申し出もなく全員が承知をしてくれていただいております。ということで、法的措置には至っておりませんが、今後も鋭意取り組むといたしますか、回収に努めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員から質疑を受けますが、所管は総務教育常任委員会となりますので、よろしくお願い申し上げます。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 収入未済額について1億3,009万7,120円が収入未済額ということでよろしいでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 質問に対する答弁を求めます。

奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） そのとおりでございます。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 現在13人ということですがけれども、この前予算のときには、竜王が8人、双葉が5人ということですがけれども、それでよろしいですか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 今の13人でこれからあと10年ということですがけれども、年齢的に今一番高い人はどのぐらいの年齢になっているか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 新津市民生活係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 今現在一番高齢の方は77歳です。

○委員長（米山 昇君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 逆に言うと一番若い方は。

○委員長（米山 昇君） 新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 四十二、三になります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、質疑を以上で終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第6号 平成25年度甲斐市住宅新築資金等貸付

事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第12号 平成25年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。

それでは、合併浄化槽事業特別会計の決算についてご説明をさせていただきます。

決算書につきましては、311ページからとなります。

まず、決算総括表であります。歳入額については2,453万6,609円、歳出額については2,453万5,216円、差し引き1,393円を26年度に繰り越すものであります。

合併浄化槽事業の概要であります。平成20年度から地域再生交付金の汚水処理施設整備交付金を活用し、下水道の計画外の地域について合併浄化槽の整備を実施するものです。当初は下水道課で所管していましたが、業務の見直しがあり、23年度から環境課が所管しております。

対象地域につきましては、敷島地区が清川、睦沢、吉沢、大久保、天狗沢の一部、それから、双葉地区が米沢、笠石、菖蒲沢、新田の合わせて9地区であります。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

決算書につきましては316ページ、それから317ページになります。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目合併浄化槽負担金は、現年、過年度含め調定額 161 万 4,700 円の調定に対し、収入済額 156 万 5,500 円で、4 万 9,200 円の収入未済がありました。

また、2 款使用料及び手数料、1 項使用料についても 374 万 7,430 円の調定に対し、収入済額 374 万 4,070 円で 3,360 円の収入未済金であります。

先に収入未済金について申し上げますと、内訳は分担金が 2 件で 4 万 9,200 円、使用料が 1 件、3,360 円の未納であります。この 3 件については、すべて同一人であり、浄化槽設置者が死亡した後、相続放棄となったものでありまして、現在督促先が未定となっているものであります。この結果、徴収の可能性が難しい状況になっておりますが、権利者が確定した場合、権利者に支払いについて理解を求めてまいりたいと考えております。分担金については 24 戸です。

なお、分担金は浄化槽を設置した翌年から条例の規定に基づき賦課しております。

次に、使用料の賦課内訳は 172 戸の浄化槽の使用料です。内訳としまして、5 人槽が 72 戸、7 人槽が 89 戸、10 人槽が 11 戸でございます。

続きまして、2 項手数料、1 目手数料について。収入済額 4 万 5,300 円は、排水設備確認検査手数料で 1 件 2,000 円で 21 戸分で 4 万 2,000 円、加えて督促手数料が 33 件、1 件 100 円で 3,300 円となり、合計で 4 万 5,300 円であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目污水处理施設整備交付金は、収入済額 396 万円です。これは設置工事費 20 基のうち補助対象経費の 3 分の 1 の補助金であります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 915 万 3,000 円については、一般会計からの繰入金です。

次に、318 ページ、319 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目繰越金は 6 万 8,739 円でした。

6 款 1 項 1 目諸収入については、収入はありませんでした。

7 款 1 項 1 目合併浄化槽事業債 600 万については、この事業の財政措置として決められております補助対象事業費の 30 分の 17 についての起債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の説明を行います。

歳出につきましては、参考資料のナンバー 4 をお願いします。一番最後のページをめくっていただいて、19 ページになります。

なお、決算書につきましては、320ページ、それから321ページになります。

最初に財源内訳を総括的にご説明させていただきます。

まず、中段以下にあります合併浄化槽事業費における国県支出金の欄の396万円がありますが、これは先ほどの説明しました国庫補助金であります。

それから、隣に市債600万とありますが、先ほども説明しました30分の17に当たる起債でございます。

その他につきましては、上の一般管理費の合計その他36万4,795円、それから下の合併浄化槽事業費の合計778万1,089円、それから次の最後のページ20ページの利子のところのその他になります。100万7,116円の三つを合計しますと、915万3,000円となり、歳入における一般会計の繰入金となります。

それでは、順次事業ごとに説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を説明させていただきます。

まず、001総務管理費は、1件当たり7万円を補助する水洗便所改造補助金の科目であります。1件の補助をしました。

次に、002合併浄化槽分担金徴収費については、分担金前納報奨金と郵便料で分担金前納報奨金25万4,700円は、5年一括の14人分と1年一括の6人分の合計20人分の報奨金であります。また、郵便代としては、一括納付者20人と分割納付者4人の合計で24人分です。

次に、003合併浄化槽使用料徴収費は、使用している全ての方172人に対する納付書の送付郵便料でございます。

続きまして、2款1項事業費、1目合併浄化槽事業費ですが、001合併浄化槽整備事業費については、合併浄化槽設置のための設計委託料20基ほか郵便料で385万270円です。また、合併浄化槽設置工事費1,247万2,950円は、20基分の工事費で、5人槽が12基、7人槽が5基、10人槽以上はありませんでした。

次に、002合併浄化槽維持管理事業費ですが、ブローワー修繕8件のほか、郵便料、合併浄化槽清掃料、法定検査手数料及び保守点検料などがあります。

法定検査手数料、清掃料で455万3,635円になりますが、これは浄化槽法に基づきまして、設置後の水質検査と年1回の定期検査として162基分と、それから71万2,000円と清掃料160基分、384万1,635円の合算額であります。

また、保守点検料は、浄化槽の機能を良好に保つために、消毒剤の点検、補充調整等の維

持管理委託料で168基分で199万65円であります。

次に、めくっていただきまして20ページになります。

3款公債費、1項公債費、2目利子につきましては、20年度から24年度に借入れをした利子償還分で100万7,116円でありました。

予備費については、支出がありませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員から質疑を受けますが、ここから所管が厚生環境常任委員会になりますので、よろしくお願いたします。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この事業の総数でどのぐらいいっていただけ。

○委員長（米山 昇君） 小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応20年度から24年までが第1期事業ということで、その5年間については約166基を設置してございます。それから、25年度からまた新たな5年計画ということの中で、25年度おのおの20基ずつ設置するという計画になっておりまして、今につきましては、166基プラス20基ということで、186基でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ全部でおおむね800ぐらいだと思ったんですけども、これについては一応順調に進んでいるのか、計画どおりいっているのか、また、参考までに26年度は幾つの予定でしたっけ。

○委員長（米山 昇君） 小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） おおむね順調に進んでおります。26年度につきましても、予算では20基を予定しております。

以上です。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

ございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 法定検査手数料ということですが、あれですか、今検査、そして保守点検も含めてですが、業者が今、何社利用しているわけですか。

○委員長（米山 昇君） 鷹野環境保全係長。

○環境保全係長（鷹野 久君） 浄化槽の検査を市のほうで依頼している業者は1社になっています。

○委員長（米山 昇君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 逆に清掃のほうは何社でしょうか。

○委員長（米山 昇君） 鷹野係長。

○環境保全係長（鷹野 久君） 清掃のほうは2社と契約をしています。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員もよろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） 傍聴議員の質疑もないようですので、以上で質疑を終了し、審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第12号 平成25年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） 討論はないようですので、以上で討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第10号 平成25年度甲斐市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

岩下建設課長。

○建設課長（岩下和也君） 大変ご苦労さまです。

それでは、宅地開発事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

この特別会計につきましては、市営冷間住宅の分譲売り払いに係る予算であります。

決算書290、291ページ、事項別明細書でご説明をさせていただきます。

それではまず歳入からご説明いたします。

第1款財産収入、第1項財産売払収入、第1目不動産売払収入、収入済額3,586万2,000円となっております。

内容につきましては、平成25年度において冷間分譲地の6区画の販売を行い、それに伴います不動産売払収入であります。これで市営冷間分譲地は完売になりました。

次に、第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、収入済額6,500円となっております。前年度からの繰越金であります。

次に、歳出になります。

決算書の292、293ページをお願いします。

第2款諸支出金、第1項繰出金、第1目一般会計繰出金、支出済額3,586万8,500円となっております。平成25年度6区画の販売収入と繰越金を合わせて一般会計に繰り出しております。これで特別会計を精算するものであります。

以上、簡単であります。宅地開発事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員から質疑を行います。

所管はここから建設経済常任委員会となります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第10号 平成25年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。職員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時11分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第8号 平成25年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） お疲れさまです。

地域し尿処理施設特別会計の決算について説明させていただきます。

決算書の263ページ、それと決算参考資料ナンバー7の8ページ、それと指定管理者の導入施設の実績というのをご用意ください。

この会計につきましては、敷島地区の敷島台団地、松島団地2カ所のし尿処理施設に係ります維持管理費でございます。

敷島台団地、昭和47年の竣工ということで、42年ほど経過してございます。使用戸数が340戸、使用料が月額1,570円、松島団地につきましては、昭和56年竣工で33年経過してございます。使用戸数が267件、使用料が月額2,100円であります。あとこのほか双葉高原団地ございました。平成23年に下水のほうに切りかえが終わっておりまして、施設は廃止してございます。あと双葉登美団地ございますが、これにつきましては、指定管理ということで、地元自治会のほうが行っておりまして、市からの支出額はございません。

それでは、決算書263ページ、お願いをいたします。

予算現額1,489万円に対しまして、歳入額が1,360万2,522円、歳出額1,302万1,076円、実質収支としまして差引額58万1,446円、これを翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、268、269ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

使用料及び手数料の使用料でございます。収入済額1,300万3,815円、松島団地267戸、敷島台団地340戸これの使用料収入でございます。また、収入未済発生してございますが、平成20年、21年未納額の繰越分でございます。

次に、財産収入、財産運用収益ということで8万5,000円、利子及び配当金でございます。

第3款繰入金、一般会計からの繰入金ゼロであります。4月の人事異動に伴いまして、人件費減額になった分とあと修繕料でございますが、支出がなかったと、少なかったということによるものでございます。

繰越金51万2,712円、前年度からの繰り越しでございます。

あと諸収入、預金利子が1,000円、雑入ございません。

以上、歳入合計が収入済額1,360万2,522円となっております。

次に、歳出でございます。決算書270ページからになりますが、参考資料ナンバー7の8ページ、よろしく申し上げます。

第1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、ナンバー1地域し尿処理関係職員費、支出済額354万9,755円、1人当たり人件費でございます。次に、ナンバー2、地域し尿処理施設維持費でございます。支出済額938万6,321円。これにつきましては、敷島台団地、松島団地2カ所の光熱水費、火災保険料、保守点検委託料等々の経費でございます。保守点検につきましては、松島団地がクリーン環境センター、敷島台団地が山梨水処理技研で行っております。内容といたしましては、スクリーン、破碎機、調整槽、曝気槽、沈殿槽とブローポンプの定期点検及び水質分析5項目でございます。pHからBOD、COD、SS、大腸菌、これに汚泥の引き抜き等、塩素消毒等々の業務を行っております。

次に、基金の積立金でございます。8万5,000円でございます。財源内訳その他でございますが、利子及び配当金でございます。

あと、予備費でございます。支出はありませんでした。

次に、指定管理、導入施設の実績をお願いいたします。1、2ページになります。

施設名でございますが、双葉登美団地地域し尿処理場、指定管理者名が双葉登美団地汚水処理施設管理組合、地元の自治会でございます。指定期間でございます。平成18年4月1日から、平成23年に更新を行いまして、平成28年3月31日までとなっております。建設年月日が昭和63年ということで、26年ほど経過してございます。

施設の内容でございます。以下のとおりでございます。

利用状況でございますが、加入世帯167世帯でございます。

なお、市から支出をしております指定管理料、委託料ございません。組合に加入しております167世帯の使用料、月額2,500円で運営をしております。

25年度の収支、決算状況でございます。収入済額579万654円に対しまして、支出済額も同額でございます。内訳としまして、修繕費、委託料、光熱水費、特に電気料でございますが、それぞれ支出目となっております。

以上であります。よろしく願いをいたします。

○委員長（米山 昇君） 以上で説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は建設経済常任委員会です。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この三つの施設ともかなり年限がたっていますけれども、大規模改修みたいなものは必要ないのでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 当然年数がたっておりますので、大規模改修必要な時期迫ってきております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） こちらの指定管理のほうもそうですけれども、今167と松島団地、あ

るいは今数字が世帯数が出たんですけれども、空き家で、あるいは所有者ももちろんいらっしやるでしょう。そういう方で、例えばここには未済が少しあるけれども、空き家で払っていない方はいないということによろしいですか。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 当然空き家のところについては、使用料のほうはいただいております。

あと、先ほど申しましたけれども、現在使っている松島団地267戸、敷島台340戸ここからの使用料収入でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 以上で質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第8号 平成25年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

次に、認定第9号 平成25年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 続きます、農業集落排水事業特別会計の決算について説明させていただきます。

決算書275ページになります。

この特別会計につきましては、甲府市の平瀬浄水場の北側、上流側になります敷島地区吉沢寺平地区の水質保全、荒川の浄化を目的とした事業でございます、浄化センターの処理方式がアクアフローラ方式といたしまして、高度処理方式を採用してございます。処理能力としましては160人槽で、BODが10ミリグラムパーリッター以下というふうな設定になってございます。処理区域は、寺平の3ヘクタール、使用世帯が37世帯、107人でございます。これにかかわります維持管理が主な業務内容でございます。

それでは、決算書276ページになります。

予算現額1,152万5,000円に対しまして、歳入額1,118万4,621円、歳出額が1,098万2,903円で、歳入歳出差引額が20万1,718円となりました。

それでは、280、281ページをお願いいたします。

最初に歳入のほうから説明させていただきます。

分担金及び負担金の負担金でございます。収入済額が110万2,000円でございます。これは先ほど言いましたけれども、甲府市平瀬浄水場の取水口というのが吉沢出張所の東側、荒川にかかります万年橋というところがございますが、この浄化センター、それよりも上流側北側に位置してございまして、その関係で甲府市の水道取水口の上流側の排水基準というものがBOD10ミリグラムパーリッター以下とかなり厳しい設定をされております。より適正な維持管理をすることを求められていると、こんな関係がございまして、甲府市の水源保護地域の合併浄化槽維持管理に関する要綱によりまして、寺平浄化センターの保守点検委託料220万5,000円、これの半分2分の1を甲府市が負担をしているというものでございます。

次に、使用料でございます。収入済額が121万5,460円、先ほど申しましたが、37世帯107人使用料収入でございます。基本料金が2,000円、これに世帯割が1人当たり201円と消費税で計算されてございます。

収入未済20万9,700円でございますが、1世帯、1人の方でございますが、分納というお

約束の中で少しずつ納めてもらっているという状況でございます。

次に、一般会計からの繰入金でございます。864万3,000円、内訳としまして、事務費の繰入金と公債費の繰入金でございます。繰越金につきましては22万4,161円、前年度からの繰越金でございます。

諸収入はございません。

歳入合計1,118万4,621円となっております。

次に、歳出でございます。決算書では282ページからになります。また、決算参考資料ナンバー7、9ページをお願いいたします。

第1款総務費、1項総務管理費のナンバー1農業集落排水施設維持管理事業、支出済額333万8,959円、財源内訳のその他は、一般会計繰入金でございます。

光熱水費、主に電気料でございます。これに輸送料、保守点検委託料、施設の維持修繕等の経費でございます。

保守点検については、ケイツーメンテナンスが行っております。回分反応槽の保守点検等、薬品、污泥処分等の業務、それに先ほど言いましたが、水質分析年4回行っておりまして、BOD値が6.6から1.6と適正に維持されていると、このBODと申しますのは、河川等の汚れの度合いを示す指標の一つでございます。

次に、公債費、元金、支出済額500万5,587円、財源内訳その他は一般会計からの繰入金、準公営企業債10件分の元金でございます。

次に、利子でございます。支出済額263万8,357円、財源内訳その他同じく一般会計からの繰入金でございます。準公営企業債10件分の利子でございますが、これは平成4、5、6、7年度に借り入れた分でございます。最終償還が平成37年。現在利率が4.5%から3.4%となっております。

ページをめくっていただきまして、10ページ、予備費でございますが、支出はございません。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員、建設経済ですか、その委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

傍聴議員の質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、なければ以上で質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第9号 平成25年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第11号 平成25年度甲斐市下水道事業歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は、歳入が一括、歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 引き続きまして、下水道事業特別会計の決算につきまして、歳入のほうから説明させていただきます。

決算書は295ページお願いをいたします。

本市の下水道事業でございますが、昭和61年に当初の事業認可を受けましてスタートいたしました。平成5年に一部で供用開始をされた。

平成25年度末の整備状況でございますが、処理区域面積、整備面積が1,157ヘクタール、うち25年度に整備したのが18.3ヘクタールでございます。面整備率、全体計画面積1,776ヘクタールに対しまして、整備率65.1%という状況でございます。

また、整備済みの管渠の延長でございますが、264.6キロメートル、25年度では3.8キロメートルでございます。

それでは、決算書の295ページお願いをいたします。

予算現額22億4,474万円に対しまして、歳入額21億130万5,955円、歳出額が20億8,486万7,497円、歳入歳出差引額が1,643万8,458円となりましたが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源680万円、残高が963万8,458円、翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、300、301ページお願いをいたします。

歳入から説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金の負担金でございます。受益者負担金、現年分でございます。収入済額4,771万2,219円、収入未済166万6,481円でございます。

この負担金でございますが、建設工事の一部に充当するため、都市計画法第75条及び甲斐市の受益者負担金条例の規定によりまして、供用開始をされましたときに平米310円を1年4期で5年、20回の分割これをお願いをしているものでございます。25年度の収納率でございますが、96.63%となっております。

次、過年分でございます。収入済額370万9,540円、不納欠損613万8,220円これを行いました。このことにつきましては、これまで負担金は、土地の面積に応じて賦課するというところで、土地自体はなくなる、現存しているという考え方と、また納付済者との不公平が生じないようにということで、平成5年の供用開始から一度も欠損処理を行ってこなかったと、この議会においても同様の説明をされてきたという経緯がございます。しかし、このために未納額が3,934万6,000円余りと、延べの人数にいたしまして1,945人、数字上莫大な数字に膨れ上がってしまったという状況になっておりました。そこで今回初めてになります。明らかに徴収ができない、不可能であるものを数字上だけ残していてもしょうがないというものに対して欠損処理のほうを行わせていただいたわけですけれども、個別に慎重に精査をして、対象のほうを絞り込みをさせていただきまして、欠損処理を行ってスリム化を図ったというものでございます。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

なお、対象者でございますが、所在不明者、職権消除されたものを含みます。あと受益者が死亡、世帯構成員がない、あと競売によって所有者が変更になったもの613万8,000円余りでございますが、延べの人数で355人を対象といたしました。

今後に向けてでございますが、催告書の発送及び臨戸によります滞納整理の継続実施、下水道課の職員による滞納整理、5月、8月、12月、期間を定めて実施をしておるところでございます。加えて平成23年からですが、徴収の嘱託職員による徴収も行っているということでございます。

今後向けてですが、甲斐市徴収アドバイザー、滞納整理学会の事務局長の方でございます。こういった専門家の方に相談させていただくなどして調査検討、研究のほうを進めさせていただきたいと考えております。

次に、使用料及び手数料、使用料の現年分でございます。収入済額4億6,116万4,182円、このことにつきましては、平成25年より敷島分について上下水道一括徴収ということで、甲府市のほうにお願いをしております。収納率向上の効果が期待できるものと考えております。収納率98.21%で、前年より0.29%改善されてございます。

次に、過年分の使用料でございます。徴収済額861万9,765円、不納欠損137万1,850円、これにつきましては、転居先が不明、住基データがない、死亡、職権消除となったものが対象でございます。

次に、手数料でございます。122万2,000円、内訳でございます。排水設備の確認検査手数料2,000円掛ける526件分、あと指定店登録手数料1件1万円、17件、その下に督促手数料100円で926回分でございます。

次に、第3款国庫支出金の1項国庫補助金でございます。1億2,130万円、内訳でございます。公共下水道費交付金及び社会資本整備総合交付金でございます。

次に、第4款繰入金、一般会計繰入金でございます。収入済額が10億4,768万5,000円、内訳はページをめくっていただきまして、備考欄、職員給与費、事務費等繰入金、流域下水道建設改良費繰入金、一番多いのが公債費の繰入金となっております。今回の代表質問の中でもお答えをいたしましたけれども、繰入金をふやさない方策といたしまして、自主財源の確保に向けて使用料収入アップを目指しまして、接続率向上の対策を進めてまいりたいと考えております。具体的には、1月を接続率向上のための強化月間と定めまして、啓蒙啓発活動を行うということに加えて、市の管工事組合の協力を得る中で、積極的にPR活動を行っているところでございます。

次に、繰越金でございます。前年度繰越金が1,508万9,449円でございます。諸収入、延滞金、過料はありません。

雑入に管渠の移設補償料ということで11万1,405円ございますが、これは県道甲府韮崎線歩道設置工事にかかります公共汚水ますの移設補償料でございます。

最後に市債でございますが、流域下水道事業債3,650万円、公共下水道事業債3億5,810万円となっております。

平成25年度末の起債の残高でございますが、158億6,221万3,429円、302件分でございます。利率5%以上のものにつきましては、平成21年度に借りかえを行ってございまして、現在の利率は4.95%から0.68%ということでございます。

以上で歳入の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管、建設経済常任委員会の委員から質疑を行います。

質疑ございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 不納欠損なんですけれども、どの範囲までのものは滞納になっているとか、そういうものが不納欠損の対象になるんですか。すみません。分担金及び負担金とそれから手数料の。

○委員長（米山 昇君） 受益者負担金ですか。

○委員（清水正二君） そうそう、それ。

○委員長（米山 昇君） 受益者負担金と下水道使用料、不納欠損を処理した。

〔「対象者」と呼ぶ者あり〕

○委員（清水正二君） 対象者でなくて、その不納欠損になるという、例えば今、不納欠損600万ですよ。収入未済額が3,400万ということで、その600万の範囲というのが例えば不納欠損になるのに5年間滞納なのか、10年滞納なのかそれ以降なのかという。

○委員長（米山 昇君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 対象は5カ年が対象になりますが、21年から25年までです。

○委員長（米山 昇君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 21年から25年までで、この21年の前というのは、そういったものの収入未済額はそこにはなかったんですか。

○委員長（米山 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 申しわけありません。説明が間違っておりました。全体が対象  
でございまして、その中で明らかにもらえない分を処分させていただいたものでございます。

○委員長（米山 昇君） 清水委員。

○委員（清水正二君） そうすると、要するに不納欠損の対象としては、その残りの3,400万  
も含めた分が将来的にはその見込みになるという、そういうことですか。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） そのとおりでございます。

○委員長（米山 昇君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 4,000万くらいが不納欠損の対象になるということで、先ほど課長の  
ほうからも説明あったように、それを徴収する形を何とかとることなんですけれども、  
法的なものもあれば非常に困難かと思うんですけれども、今年度決算で600万が一応不納欠  
損という形でもってなった人がその見込み、将来というか、これからの収入未済額で3,400  
万というものはそれを回収するというふうな形に臨んでいけるのか、どの程度のものがそれ  
で回収に臨んでいけるのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 収入未済額3,300万まだ残っております。当然その中で先ほど  
申しましたけれども、我々のほうが余り持ち合わせがないものですから、甲斐市の徴収アド  
バイザーの方、先生がいらっしゃいますが、そういった専門家の方に相談させていただく中  
で、今後研究検討を進めさせていただきまして、当然先ほど言いましたけれども、我々とし  
ても催告書の発送とか、臨戸による滞納整理これは継続して実施をしておきます。加えて職  
員による滞納整理も当然やっています。そういった中で進めるわけですけれども、そうい  
った専門の方にも相談させていただく中で、この額を極力減らしていきたいと考えておりま  
す。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 普及率のことはちょっと聞いたんですけども、96.63%か、あと残り  
が若干まだ100%でないということで、どういう理由というか、どんなようなあれでそれが  
……。

○委員長（米山 昇君） 普及率。

○委員（赤澤 厚君） 収納率。

○委員長（米山 昇君） どういうのがあるか、とれない理由。

飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） これが100にならない理由難しい話でございまして、なかなか事情のある方もいらっしゃるしまして、納めていただけない方も当然中にはおります。そういったものが積み重なって先ほどの過年分の累計になってきております。こういったものを極力減らすように我々としても努力をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（米山 昇君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） なかなかこれ大変だと、結局いろいろな面で滞納整理というか、なかなかお願いして取るわけですけれども、できるだけこういったものはやはり100%に近づけるように基本的に努力を今後怠らずにやっていただきたいと思います。

ついでにちょっともう1点、下水道の関係で敷島の関係なんだけれども、金の宮住宅、あそここのところの住宅の下水の関係はどういう予定になっていますか。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 金の宮住宅自体まだつながっていないそうですけれども、エリアには入っております。まだつないではいないそうです。

○委員長（米山 昇君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） あそこは市営住宅ということだよ。結構お年寄りが多くて、やるなら負担、そっくり便器を全部かえなければならないとか、基本的にはやはりそれはしなくてもいいのか。なかなかちょっと。

基本的に市営住宅だから、市で結局要するにあそこはしなければならないから、一応建物はら建設になる、一応下水の関係ちょっと聞いておきたい。あそこはなかなか正直言って入居者がやるというのはなかなか難しいし、年寄りも多くて負担をするということがなかなか今の現状のくみ取りのほうは下水にされても我々大変だということを聞いたことがあるので、あれは将来的には下水はどんなように考えているのか、ちょっとついでに聞いたかったんだけれども、今もし……。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 改造云々は当然建設課の扱いになるかと思いますが。下水については、今までの計画でいきますと県道側へ抜く計画でしたが、南側のほうへ抜くというふ

うな勾配的に取り直しをしなければならんということで、その部分は近いうちに整備していく計画にはなります。計画区域には当然入っておりますので、下水のほうに切りかえをまたお願いすることになると思いますが、時期的にはちょっと未定でございます。

○委員長（米山 昇君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 時期的にはまだ未定ということだね。ただ、あの近辺の人たちが私たちが一生懸命協力したと、市の建物はしてないではないかということを目にしたことがあるので、なんで市の市営住宅しなくて、私たちに強制してやれやれと言っておかしいではないかとちょっと前に聞いたことがあるので、できるだけそういった市の施設を周りをお願いしているんだから、若干金がかかっても施設である以上は、そういったものは早く供用開始するように、また、今そうでなくてできるだけ前向きに事業を進めてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（米山 昇君） 要望でいいですね。

○委員（赤澤 厚君） はい。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

所管以外の委員の質疑を受けます。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど冒頭に整備率について触れられたと思うんですけども、整備率、参考に今、全国の整備率、それから県の整備率、平成25年度どのぐらいになっているか教えてください。

○委員長（米山 昇君） 芳賀建設管理係長。

○建設管理係長（芳賀康貴君） 普及率の関係でお答えさせていただきます。

全国平均、平成25年度末ですが、77%になっています。山梨県の普及率ですが、63.6%となっております。甲斐市につきましては、普及率、25年度末で71.6%となっております。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今、この普及率これ100%が理想なんですけど、まだ普及していない地区3地区あるんですけど、特に多いところはどういう地区になっているのか教えてください。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 冒頭で説明いたしましたが、全体計画面積が1,776ヘクタールほどございます。その中で事業認可を取得しているエリアが1,386ヘクタールということで、まだその差の分は認可に入っていない区域がございます。うち整備済みの面積が1,157ヘクタールということで先ほど申し上げましたが、整備率、面整備率は65.1%という状況になっておりまして、まだ3分の1ほど残っている状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 35%近くが残っているというわけですね。その地区はどこら辺が多いのかというのを聞いているんですけども、教えてください。

○委員長（米山 昇君） 芳賀係長。

○建設管理係長（芳賀康貴君） 一番大きい地区になるんだと思うんですけども、竜王でいうと富竹新田の地区が一番大きいと思います。というのは、県道の今から拡幅工事等が入ってきますので、その状況とあとは土地の状況を見ながら予定していきたいとは思っています。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 富竹新田の話が出たんですけども、富竹新田が整備されるのは何年ごろになるんですか。ついでに聞いておきたいと思いますけれども、計画としてはどうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 芳賀係長。

○建設管理係長（芳賀康貴君） 平成27年度から新しい認可になりまして、認可拡大になります。その予定があるんですが、そこにはちょっと今富竹新田は入っていませんので、その次の5年後の認可からになると思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つ、先ほど公債費のところでも未償還残高が出されましたけれども、158億七千幾らと言ったけれども、ちょっとその後幾らか教えてください。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 25年度末の起債の現在高が158億6,221万3,429円でございます。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 302本くらい残っているという話ですが。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 件数で302件あります。

○委員長（米山 昇君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） これは一般会計でも話したんですけれども、先ほどの話だと平成21年から償還払いでなくて借りかえとか、それから繰上償還なんかをやってきて、今現在5%以下のものしか残っていないということですが、その302本ということですね。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） そのとおりでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 市債のほうはこっちへ置いておきまして、301ページの手数料のことでございますけれども、ここに指定店登録手数料と、1万円掛ける十何社と、十何社は業者が新しく登録されたという理解でいいですか。ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） この指定店につきましては、これに1回更新の手続をしなければならぬということもございまして、現在二百数十社登録されておりますけれども、この中で更新を迎えた業者、あるいはまた新規に入ってくる業者もありますけれども、そういった関係の手数料でございます。

○委員長（米山 昇君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 指定店が二百十何社あるんですけれども、甲斐市内の業者と市外の業者とはどのぐらいの比率、あるいはもしそういう数字的なものがわかればお示しをお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） そのほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、今の件はまた後ほど報告していただくということで、委員の質疑を終了いたします。

あと傍聴議員ということで。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 先ほど課長説明の中で、接続率の向上と、要するに供用開始したところでまだ入っていないところ、その向上に努めるみたいな話をされたと思うんですけども、現状はどうなんですか。供用開始したのに入っていないという、何件ぐらいというか、パー

セントでいうと結構あるんですか。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 現在の接続率でございますけれども、75%という数字でございまして、この数字をもう少し上げていきたいということで、積極的にPR活動をやって、基本的にはお金がかかる話ですから、個人負担の話なので厳しい部分もございますが、よりよく理解をしていただいた中で使っていただける、下水道ですから管を入れるだけでは意味なしですので、使っていただいて初めて下水の効果が出てくるということなので、各ご家庭それぞれのご事情でございますけれども、極力使ってもらえるようにということで、積極的にPRのほうをさせてもらっているという内容のものでございます。

○委員長（米山 昇君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） わかりました。ぜひ大変でしょうけれども、市としては資金をやはり回収するという意味合いでもそういうものを接続率を高めていかないと、非常に大変だとは思いますが、よろしくご努力をお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかになれば、傍聴議員の質疑を終了します。

これで歳入の質疑を終了いたします。

次に、歳出について。

〔「トイレ休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 暫時休憩します。

15分から再開します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの歳入の質疑の中で答弁を求めます。

飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 先ほど指定店の関係でご質問いただきましたけれども、総数で270店でうち市内が69店、市外が201店、市内の割合でいきますと25.5%ということでございます。

○委員長（米山 昇君） よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） これで歳入の質疑を終了します。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） それでは、また決算参考資料ナンバー 7 の11ページをお願いいたします。

第1款総務費、総務管理費、ナンバー1下水道関係職員費、支出済額6,253万6,623円、財源内訳のその他は一般会計からの職員給与費繰入金でございまして、下水道課職員8人分の人件費でございます。

次に、ナンバー3下水道総務事務費、支出済額1,437万6,013円、徴収嘱託職員1名分の報酬及び社会保険料と事務経費、それに消費税、納付消費税等でございます。先ほども出ましたけれども、23年から1年またお願いして徴収を当たっていただいております。

25年度の徴収実績でございますが、訪問戸数が1,715件、うち徴収戸数が472件、徴収金額で242万9,760円徴収してございます。この徴収金額から市が負担しております社会報酬費及び社会保険料を引きますと、プラスの55万7,000円ほどになります。

次に、受益者負担金徴収費、支出済額が566万8,178円、これにつきましては、一括納付報奨金及び徴収経費でございます。

冒頭で説明いたしましたけれども、この負担金につきましては、供用開始をされた土地に対しまして、地積に応じまして平米当たり310円をお願いをしているものでございます。基本は年4回、5年、20回の分割これが基本でございますが、5年分を一括で納付すると、これについては、最大19.2%の報奨金を出しているところでございます。ちなみに4年分ですと15.0%、3年分一括ですと10.8%、2年分で6.5%、1年分で2.1%という報奨率になってございます。

その下、ナンバー5下水道使用料徴収費、支出済額4,778万5,067円、使用料徴収につきましては竜王、双葉分、これにつきましては、甲斐市の水道事務所のほうへ、また敷島分につきましては、甲府市の上下水道局のほうをお願いをしているという内容のものでございます。

ページをめくっていただきまして、料金システムのカスタマイズ費負担金でございますけれども、これにつきましては、消費税が5%から8%に変わるということに伴いまして、甲

府市の料金システムのソフトウェアの設定変更をするという必要が生じまして、これ23万1,000円ほどございますが、甲斐市の負担分でございます。ほかに中央市、昭和も負担してございます。ナンバー1、3、4、5を合計いたしまして、支出済額1億3,036万5,881円でございます。

次に、第2款事業費、流域下水道費、ナンバー1流域下水道建設費でございます。支出済額4,135万3,545円、財源内訳、市債は流域下水道事業債、その他は一般会計の繰入金でございます。これは山梨県の算定になります。釜無関係の7市町で負担をしておる分でございます。計画汚水量と計画処理人口によって決まりますが、甲斐市の負担率27.8975%というふうになっております。

次に、ナンバー2流域下水道維持管理費、支出済額3億1,327万9,424円、これにつきましては、やはり山梨県の算定になりますが、計画責任水量、本市の場合697立方メートルでございますが、これに処理水量単価56円、これに消費税を掛けたもので計算されます。

次に、公共下水道費の関係でございます。ナンバー1の公共下水道建設費でございます。支出済額4億5,005万9,505円、財源内訳、国県支出金でございますが、市債のところでも、公共下水道交付金及び社会資本整備総合交付金、これを充ててございます。市債につきましては、公共下水道事業債でございます。

実施設計等々の委託料と管渠の布設工事等18工区、延長にしまして3,703メートル、あと管渠の耐震化工事2工区、液状化に伴いますマンホールの浮上抑制、これが11カ所、それと継手部の接続部、管とマンホールの接続部の可とう化この工事が46カ所含まれてございます。これに公共汚水ます設置工事55カ所と舗装復旧工事3カ所、面積3,232平米、あと水道工事もそれに当たりまして支障となる水道管の移設補償ということで13工区、甲府分5工区分含まれておりますが、当然上水道管のほうが浅いところに埋設されているという内容で、下水はそれよりも深いところにあります。上から掘っていくのに支障になってしまう管が当然出てまいります。その移設補償ということでございます。

次に、ナンバー2公共下水の維持管理費の関係でございます。支出済額2,523万796円、財源内訳のその他でございますが、管渠の移設補償料、変動の関係でいただいた分11万1,000円ほどございます。それに一般会計からの繰入金23万5,000円ほどございます。マンホールポンプ、市内22カ所の光熱水費、通信費、あと維持管理の委託と修繕等の経費でございます。また、下水道法23条に伴います台帳の管理システムの委託、あと管内テレビカメラ入れまして、経年劣化の管渠及び前年度の施工した分の関係を調査をするという委託

料等々が経費の中に含まれてございます。

ナンバー1、2合計いたしまして、支出済額4億7,529万301円でございます。

次に、公債費、ナンバー1元金でございます。支出済額7億6,671万1,807円、財源内訳の市債は公共下水道事業債、その他につきましては、一般会計繰入金でございます。償還元金でございます。

ページをめくっていただきまして、次に利子でございます。支出済額3億5,786万6,539円。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金で、償還利子及び一借の利子でございます。

最後に予備費でございます。1月を下水道接続強化月間と位置づけまして、自主財源確保のために使用料収入のアップを図るために啓蒙用品等の準備をさせていただきましたが、それに係る40万円というものを利用させていただきましたが、他の支出についてはございません。

以上、雑駁な説明でございましたが、ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の議員の質疑を行います。

質疑ございますか。ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 13ページのその他の委託というのがあるんですけども、このその他はどんな内容の委託をしているんですか。

○委員長（米山 昇君） 委託の内容、内訳。

飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） その他委託の内容でございますが、接続点の水質検査、取りつけ管の調査、あと前年施工分の管渠の調査がそれぞれ2工区に分かれて入っております。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この委託は例年同じことを委託しているんですか。

○委員長（米山 昇君） 芳賀係長。

○建設管理係長（芳賀康貴君） 例年ほぼ一緒です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、例年同じその他の委託というのと、ちょっと前年度が30万で、25年度が650万と非常に金額が大きく違っているの、例年やっていることであれば同じかと思うんですが、その辺の懐は。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） やっていることは同じなんです、くくりがテレビカメラ調査の委託の分が経年分がそっちに載っかっていまして、現年分がその他に入っちゃっております。その関係で金額ずれちゃっております。ですから、テレビカメラ分の調査費が本来ですとその他の分から上のテレビカメラ調査委託のほうに入れば大体金額が落ち着いてくると思います。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 工事のことがよくわからないので教えてほしいのですが、12ページの一番下の上水道移設補償料とありまして、下水のほうの下だというのはわかるんですが、上水の位置というのは、大体わかってやっているわけですね。その辺は。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 上水の配管等でもございます。ただ、幅員が狭いという関係がございまして、逃げられるものであれば逃げたいんですけども、その余地がないところについては、どうしても先にそれを移さないといことができないという関係のものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） ちょっと聞きたいんですけども、13ページの一番下のマンホールのポンプの制御盤用地借地料とあるんですけども、これ借地料はどの場所でしょうか。ちょっとその辺ご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 借地者は5名の方いらっしゃいますが、細かい内容についてはわかりませんが、双葉地区が結構あります。1件1人当たり1,000円で5人の方をお願いをしているという内容のものでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員はないですね。

これで歳出の質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第11号 平成25年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

最初に、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第7号 平成25年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議

題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、努めまして要領よき説明に心がけたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、平成25年度簡易水道事業特別会計の決算についてご説明をさせていただきますが、説明に先立ちまして、簡易水道事業の概要について若干概要を申し上げます。

簡易水道事業は、敷島地内において甲府市上水道の給水エリアを除く北部の睦沢、清川、吉沢地区の1,201人に給水しており、25年度末の給水線数は554、年間の総配水量は20万8,000立方メートル、普及率は95.4%となっております。

施設の概要ですが、水源3カ所、配水池7カ所に送水ポンプ等を含め全部で21カ所でございます。配水管の総延長は31キロメートルとなっております。

では、認定第7号 平成25年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

決算書の249ページをお願いいたします。

予算現額1億2,384万円のところ、歳入額は約94%に当たります1億1,611万4,060円、これに対し歳出額は1億1,360万1,694円で、執行率は97.8%、差引不足額は251万2,366円の残となりました。ここから翌年度へ繰り越すべき財源226万円を差し引いた残り25万2,366円を26年度に繰り越しました。26年度に繰り越しました226万円につきましては、茅ヶ岳東部地区県道取付改良工事に伴う配水管布設がえ第3工区分の工事費でございます。

それでは決算書の飛びまして254、255ページをお願いいたします。

こちらの事項別明細書により歳入から説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道負担金の1節加入金は、2件の加入を見込んでおりましたが、新規加入はございませんでした。

2節工事負担金の収入済額2,648万200円は、県工事3件と市の工事2件に伴う配水管布

設がえなどの負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目簡易水道使用料、1節簡易水道使用料につきましては、1,769万4,980円を収納し、収納率は98.7%となりました。

なお、3月31日現在の未収入済額は5人分、23万4,640円でございます。

ちなみに、本日現在の状況を申し上げますと、3人10件分、16万4,280円となっております。

次に、2項手数料、1目簡易水道手数料、1節簡易水道手数料4万9,900円は、給水装置工事事業者指定申請手数料ほか督促手数料及び設計審査工事、完成検査の手数料でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金7,080万3,904円は、一般会計からの繰入金で、内訳は備考欄にございます職員給与、事務費等、建設改良費、公債費について繰り入れをしたものがございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金15万4,576円は、24年度からの繰越金でございます。

7款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、1節預金利子は1,000円でございます。

次の256、257ページに移っていただきまして、2項雑入、1目雑入、1節雑入92万9,500円、こちらにつきましては、昨年10月2日、落雷によりまして清川浄水場の原水流量計が故障いたしました。この修繕費として、日本水道協会から支払いを受けた水道機械設備損害保険の保険金でございます。

続いて、歳出の説明に入らせていただきますが、歳出につきましては、決算参考資料、こちらのナンバー7の1ページをお開き願います。

まず、上の表につきましては、一般会計における歳出となります。過日ご了承をいただいた部分ではございますが、4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、016簡易水道事業特別会計繰出金の支出済額7,080万3,904円につきましては、財源は全て一般で簡易水道事業特別会計へ繰り出したものがございます。

下の表以降が簡易水道事業としての歳出となります。

1款事業費、1項事業費、1目一般管理費のうち、001一般管理関係職員費の支出済額643万2,420円につきましては、財源はその他一般会計からの職員給与繰越金で、担当職員1人分の人件費でございます。

002一般管理費の支出済額5,979万9,090円につきましては、財源はその他一般会計からの

事務費等並びに建設改良費繰入金、工事負担金などで4,117万3,610円、残りの一般財源が水道使用料などで1,862万5,480円となっております。事業内容といたしましては、主に簡易水道施設設備の運転や維持管理費のほか、水質保全などに要した経費でございます。

まず、事業の内容欄でございます水道施設維持管理業務関係経費は、水源3カ所、配水池7カ所の運転のほか、全21施設の光熱水費、遠方監視装置の回線使用料、施設の警備や設備の保守料などがございます。

次の漏水施設修繕費は、漏水6カ所、消防消火栓1基、ポンプの無停電装置などの修繕を行いました。

次の水質検査業務委託こちらにつきましては、睦沢、清川、吉沢の各ふれあい館において細菌などの検査を毎月1回、さらに消毒副生成物を加えた検査を年4回、これに化合物を加えた検査を年1回行っております。その他三つの水源でも、全ての検査項目について年1回、また三つのふれあい館とクラインガルテンがある点では、休日の塩素濃度についても測定をしておるところでございます。

次の休日・夜間待機業務と検針業務の委託についてでございますが、まず、休日・夜間待機業務につきましては、休日・夜間における緊急の漏水事故対応を目的に市の管工事組合に委託しており、25年度は6件の漏水を処理しました。検針業務については、睦沢、清川、吉沢の3地区ごとに検針員を配置しているものであります。

次の配水管布設替え工事、こちらにつきましては、県が行いました木蔭山沢砂防工事、漆戸沢砂防工事、茅ヶ岳東部地区県道取付改良工事の第1、第2の二つの工区、市が行いました市道中村中2号線道路側溝改修工事、同じく市道下芦沢線道路改良工事の計6カ所と吉沢地内において土地所有者から移転要望のあった1カ所、合計7カ所、529.8メートルの配水管布設がえ工事を行ったものでございます。

次の施設設備更新工事、こちらにつきましては、20年が経過した清川浄水場の塩素注入装置と電動弁、21年経過の吉沢水源ナンバー1送水ポンプ、19年経過のテイク加圧ポンプ場遠方管理システムに加え、落雷で故障した清川浄水場原水流量計とともに合わせて16年が経過した懸垂ポンプの更新を行いました。

次の事務費でございますが、こちらにつきましては、水道施設等の費用負担に関する覚書に基づき、上水道事業会計へ支出した光熱水費に係る負担金のほか、施設の保険料や公用車の燃料費などがございます。

最後の消費税は、24年度分の確定消費税でございます。

以上により一般管理費の支出合計は6,623万1,510円となりました。

2ページをお願いします。

2款公債費、1項公債費、1目元金の支出済額は3,169万3,498円で、財源は一般会計からの公債費繰入金であります。

次の2目利子1,567万6,686円も同じく財源は一般会計からの公債費繰入金でございます。

次の4款予備費の支出はございませんでした。

以上により歳出合計は1億1,360万1,694円となりました。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管、建設経済常任委員会の委員になりますが、その委員から質疑を行います。

質疑ございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 歳入のところの負担金で、加入金が8万4,000円予定していたけれども、先ほど家庭は2件予定していたという中で、ことしはそれがなかったという、その原因が何か、どういうあれか。

○委員長（米山 昇君） 花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） ただいまのご質問でございますが、24年度の実績2件の新規加入がございました。ということで、25年度についても2件を前年度の実績から見込んだところでございます。

○委員長（米山 昇君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） わかりました。ちょっとその件で清川のところの記憶にあるところ下福沢がまだ恐らくこの簡易水道をまだ使っていないんだよね。その現状はまだ、下福沢は独自の井戸で給水している、ちょっと確認だけども。

○委員長（米山 昇君） 花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 委員のご質問のとおり自家井戸での給水をしております。簡易水道は給水しておりません。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管の委員の質疑を終了します。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で質疑を終了し、審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第7号 平成25年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、随時討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

それでは、引き続き認定第13号 平成25年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を議題とします。

なお、水道事業報告書及び水道事業決算書についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

それでは、水道事業報告書及び水道事業決算書について一括で説明をお願いいたします。

今村上下水道部長。

○上下水道部長（今村親弘君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この説明になりますけれども、甲斐市水道事業会計決算書、こちらをお願いしたいと思います。

こちらの11ページでございます。よろしいでしょうか。11ページをお願いをしたいと思います。

それでは、11ページから始まります平成25年度甲斐市水道事業報告書の1の概況のうち、(1)総括事項につきまして、私のほうから報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

まず、事業状況についてでございますが、甲斐市水道事業につきましては、効率的な事業経営のもとで、将来にわたって安全で安心な水の供給確保はもとより、災害時にも安定的な給水を行うため、甲斐市水道ビジョンに基づきまして、計画的に事業展開を図っているところでございます。

平成25年度につきましては、東海地震などの災害に強い水道の構築といたしまして、前年度に引き続きまして、基幹管路の耐震化工事及び配水池の補修工事等を進めてまいりました。

一方、市民の節水意識の高揚などによりまして、水需要の低迷は深刻でございます。有収水量は引き続き減少している状況でございます。前年度よりおおむね3万7,800立米の減となっている状況でございます。

建設改良事業のうち配水管整備事業では、新たに279.1メートルを布設をいたしまして、老朽配水管の布設がえにつきましては、下水道管渠整備と同時施工を中心といたしまして、3,118.3メートルの布設がえを行ったところでございます。

なお、石綿セメント管の布設がえにつきましては、篠原地区と富竹新田地区、この2地区になりますが、233.9メートルの改修を行いまして、未改修の延長につきましては、133.9メートルとなっている状況でございます。

また、地震対策のメインでございます基幹管路の耐震化工事につきましては、西八幡、冷間地区など5カ所、1,130.5メートルの耐震化を図ったところでございます。

次に、施設整備事業でございますが、安全で安心な水道水の安定供給を目的といたしまして、竜王配水池の補修工事のほか、緊急遮断弁の設置、あるいは発電機の設置、配水取水ポンプの更新工事等の実施をしていたところでございます。

続きまして、給水状況でございますが、送配水路につきましては、前年度より約8万7,900立方少ない757万9,140立方でございます。有収水量も前年度より約3万7,800立米少ない670万4,411立方となっております。

給水人口につきましては、前年度より235人増の5万4,777人でございまして、給水栓数

につきましては372栓の増で、2万3,250栓となっている状況でございます。

12ページをお願いいたします。

次に、経営状況についてでございます。

アの収益的収入及び支出につきましては、まず、収益的収入は、給水収益7億2,508万5,668円を初め、受託工事収益その他営業収益などで、総額につきましては前年度より約141万円減の7億8,078万9,440円となりました。

一方、収益的支出につきましては、営業費用5億7,096万9,653円のほか、営業外費用、特別損失で総額におきましては、前年度より約3,297万円減の5億9,506万6,650円となりましたので、差し引き前年度より約3,156万円多い1億8,572万2,790円が当年度の純利益となっております。

また、経常利益につきましては、1億8,430万2,473円となっております。

次に、イの資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては、工事負担金5,231万6,294円のほか、他会計補助金、加入金で、総額につきましては前年度より7,960万円少ない8,770万8,294円となっております。主な原因といたしましては、下水道の関連工事の受託工事が減ったことなどによるものでございます。

これに対しまして、資本的支出につきましては、配水管布設がえ工事等の建設改良事業、こちらが2億8,075万8,450円のほか、固定資産購入費、企業債償還金などで、総額につきましては、前年度より約1,575万円少ない4億8,066万2,875円となりまして、収入に対する不足額3億9,295万4,581円につきましては、損益勘定留保資金建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額によりまして、不足額を補てんをしたところでございます。

また、ウの消費税につきましては、956万100円を納付したところでございます。

以上で総括事項につきましてはの説明を終わります。具体的な内容につきましては、花田のほうから説明をいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 引き続き花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） それでは、引き続きまして13ページをお願いいたします。

（2）25年度における議会の議決及び認定事項についてご報告を申し上げます。

議案第39号は、水道料金の10%アップに係る給水条例の一部改正を6月議会に提案したものでございます。

議案57号、こちらは人件費並びに石綿管の撤去工事費を補正させていただいたものでございます。

次の認定13号は、24年度決算の認定とともに24年度剰余金の処分案について9月議会に提案をいたしました。

議案75号は、26年度以降5年間にわたる水道施設運転管理業務の委託に係る債務負担行為について12月議会に提案をさせていただきました。

議案12号は、下水道布設工事3カ所に対し、国の交付金が追加されましたため、当該3カ所分の配水管布設がえ工事費を増額し、一方、双葉地区における新たな水源掘削事業を中止といたしましたため、これに係る用地取得費と掘削経費を減額補正したものでございます。

議案28号は、消費税率の改正に伴う条例の一部改正、議案45号は、26年度当初予算でございます。

以上、議案6件、認定1件について議決、認定をいただきました。

次に、(3)行政官庁認定事項、こちらにつきましてはございませんでした。

(4)職員に関する事項につきましては、課長を含めまして3係12名体制で職員数の増減はございません。

次の2の工事、(1)建設改良工事の概況であります。先ほど部長のほうからも概要の説明をしていただきましたが、最初でございます配水管布設工事は、県道甲府韮崎線と市道新町山本線の2カ所で、合わせて279.1メートルの布設を行ったものでございます。

次の配水管布設がえ工事、こちらは市道滝坂希望ヶ丘線など8カ所のほか、篠原と富竹新田地内の石綿管撤去に伴い、合わせて1,443.9メートルの布設がえを行いました。

次の基幹管路耐震化工事は、竜王地区で冷間、西八幡、片瀬配水区の3カ所。双葉地区では重要管路として、市道田畑駒沢線における2カ所、計5カ所1,130.5メートルを行いました。

下水道受託工事につきましては、下水道管の布設に合わせ、竜王地区7カ所、双葉地区2カ所、計9カ所1,674.3メートルを行ったものでございます。

14ページにお移りいただきまして、(2)量水器の取り付けにつきましては、検定期間満了の8年を迎えますメーター3,360戸について交換を行いました。

(3)漏水修理につきましては、前年度より31件少ない91件の修理を行いました。

15ページにお移りいただきまして、3の業務、(1)業務量につきましては、部長の総括にもございましたので、割愛をさせていただきたいと思っております。

ただ、下から2項目、給水単価、こちらにつきましては、料金改定により2.3円上がって108.2円となりましたが、最後の給水原価、こちらにつきましては5.1円下がって88円となっております。

次に、(2) 事業収入に関する事項であります。

営業収益は前年度より約190万円少ない7億7,354万8,990円でありました。内訳は、給水収益が料金改定によりまして約1,100万円増の7億2,508万5,668円、受託工事収益は、双葉地内に整備いたしました竜地公園と県道甲府韮崎線の拡幅に伴う布設がえ工事の2件分で228万1,961円の漸増、その他営業収益は、主に下水道料金徴収事務委託料などでございますが、こちらは下水道関連の受託工事件数が減ったことによりまして、事務費を含め約1,520万円減の4,618万1,361円となりました。

次の営業外収益でございますが、竜王原水の販売収益のほか、一般会計や簡易水道特別会計からの補助金などで約48万円多い723万1,726円となりました。

次の特別利益の8,724円、こちらにつきましては、検満メーター交換の際、A宅とB宅のメーターを取り違えたため、それぞれの使用水量が逆となり、A、B宅の料金に過不足を出してしまいました。多過ぎた分につきましては個人に還付いたしましたが、不足分については、請け負った管工事協同組合から徴収し、これを特別利益として受け入れたものでございます。

以上により事業収入は、合計で前年度より約140万円少ない7億8,078万9,440円となりました。

次に、(3) 事業費に関する事項であります。

営業費用は前年度より約3,150万円少ない5億7,096万9,653円となりました。

内訳でございますが、原水及び浄水費は、主に施設の運転管理や主要なダム、受水費などで前年度より約1,470万円多い1億4,868万7,350円、一方、次の配水及び給水費は、漏水修繕や検定満期量水器の取りかえ、これに係る職員の人件費などでございますが、約1,490万円減の8,493万5,279円となっておりますが、それぞれの1,400万円の増減の理由につきましては、漏水調査などの委託料を配水及び給水費から原水及び浄水費に組み替えたことによるものでございます。

次の受託工事費は、竜地公園等と甲府韮崎線関連で424万6,800円の漸増となっております。

次の業務及び総係費、水道料金徴収事務の委託料や部課長、総務係職員の人件費などで約

1,020万円増の1億2,338万1,184円、減価償却費につきましては、約200万円減の1億9,853万4,622円、資産減耗費は約4,370万円減の1,118万4,418円となりましたが、こちらにつきましては、24年度における除却財産が多かったことが結果として、その反動として25年度決算にあらわれてきたものでございます。

次の営業外費用は、主に企業債の利息でありまして、約160万円減の2,350万8,590円、最後の特別損失は、転居先不明などによる不納欠損で、約18万円増の58万8,407円となっております。

以上、合計で事業費は前年度より約3,300万円少ない5億9,506万6,650円となりました。

後ほど決算書のところでご説明申し上げますが、(2)の事業収入から(3)の事業費を差し引いた当年度純利益は1億8,572万2,790円となったものでございます。

16ページをお願いいたします。

4、会計です。25年度は全部で76件の契約を上水道課として締結いたしました。ここにありますように、うち建設改良関係で300万円以上の重要契約は、ここに掲げましたとおりで、配水池補修工事の実施設計1件、配水管の新設2件、重要管路の耐震化を含む配水管の布設がえ7件、下水道課からの受託による布設がえ8件、基幹管路の耐震化5件、前年度に執行した基幹管路耐震化箇所舗装復旧3件、施設の整備関係9件、合計35件となりました。

17ページをお願いします。

(2) 企業債の概況ですが、年度当初の財務省財政融資資金12本、公営企業金融公庫7本、縁故債1本の計20本、4億4,564万2,475円に対しまして、7,770万2,870円の元金を償還し、縁故債の償還が完了しましたため、年度末残高は19本、3億6,783万9,695円となっております。

次に5、附帯工事として給水工事の概況ですが、表にございますように、新設241件、増設改造87件、開発などのその他46件、合計374件の給水工事を行いました。

続いて、今度は1ページにお戻りいただきたいと思います。

こちらが決算書となっております。1ページから4ページが決算報告書になります。こちらの表は、消費税込み単位は円となっております。

1ページ、2ページの(1)収益的収入及び支出について説明申し上げます。

収益的収支とは、経常的な営業活動に伴い、年度内に発生することが見込まれる全ての収益と、それに対する全ての費用を言います。したがって、減価償却費のように現金の支出を

伴わない支出についても費用に含まれます。

では、まず収入でございますが、1 款水道事業収益の決算額は、2 ページの左側でございますが、8 億1,805万2,588円となりました。内訳といたしまして、1 項の営業収益8 億1,065万7,146円は、主に水道料金給水工事の申請手数料、下水道からの下水道料金徴収事務委託料などでございます。

2 項営業外収益738万6,282円は、主に受取利息のほか、竜王原水の販売収入、一般会計や簡易水道特別会計からの補助金などでございます。

3 項特別利益9,160円、こちらにつきましては、先ほど説明申し上げましたメーターの取りつけ誤りによる徴収金でございます。

なお、1 ページの補正額でございます225万5,000円の内訳につきましては、表にございますように、90万1,000円が下水道工事に伴う配水管布設がえの事務費135万4,000円が消費税還付金と一般会計から受けました児童手当の合計額となっております。

次に、支出でございます。下の表となります。

1 款水道事業費用の決算額は、決算額の欄でございます2 ページの決算額の欄の数字でございますが、6 億1,725万9,178円となりました。内訳といたしまして、1 項営業費用5 億8,438万5,027円は、人件費のほか水道施設の運転管理業務委託、水道料金徴収委託、減価償却費、資産減耗費、施設の修繕費などに要した経費でございます。

なお、1 ページの補正予算額にある3,122万4,000円の減額は、人件費と修繕費の執行差金などを減額したもので、2 ページにございます26条2 項の繰越額1,256万4,720円は、2 月の大雪によりまして26年度に事故繰越いたしました基幹管路等の耐震化後の舗装復旧費でございます。

2 項営業外費用3,225万6,331円は、企業債の利息のほか、竜王原水の出庫などの災害対策費及び消費税でございます。

なお、営業費用の補正予算額1,000円は存置、営業費用から営業外費用に流用した956万円は、路面復旧費の残額を消費税に流用したものでございます。

3 項特別損失61万7,820円は、主に不納欠損と過年度還付金であります。

予備費の支出はございませんでした。

では、お手元の決算の詳細の具体的な説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの決算参考資料、こちらの3 ページから5 ページによりまして、目ごとに収益的収支の部分につきまして支出内容を説明申し上げます。

一部これまでの説明と重複する部分もございますが、できるだけ簡潔にさせていただきますので、ご了承をお願いします。

まず、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の支出済額は1億5,610万3,181円で、財源は水道使用料などの一般財源でございます。

事業概要ですが、水道施設運転管理等業務委託は、5年間の長期契約により23カ所の水源と17カ所の配水池の運転管理を第三者委託しているものでございます。

配水池補修工事実施設計業務、こちらにつきましては、竜王、大原、西八幡、冷間の四つの配水池の補修に係る設計を一括発注いたしました。

水道施設設備修繕は、フタツダメ配水池の配水ポンプを初め、発電機や計器類等16件の修繕を行いました。

次の塩川ダム受水費は、峡北地域広域水道企業団から受けた日量950立方メートル、年間で34万6,981立方メートルの受水料金でございます。

続いて、2目配水及び給水費は8,687万8,167円で、財源内訳はその他80万1,000円が一般会計からの児童手当と簡易水道特別会計からの事務費補助金で、残りが一般であります。概要の職員人件費6人分は、施設管理係2人と工務係4人分でございます。

検定満期量水器取りかえ業務では、3,360個の取りかえを行いました。これにかかった工事費、量水器の購入費並びに修繕に要した経費であります。

休日・夜間待機業務委託は、休日や夜間における漏水などの緊急時に備えるため、市の管工事組合に当番制の待機を委託しているものでございます。

消火栓点検業務委託は、市内にございます消火栓の点検を消防団に委託しているものでございます。

漏水等修繕関係では、漏水調査を初め、随時に発生した配水管等91カ所の漏水修繕を行いました。

消火栓修繕は、下八幡2区と竜王1区の消火栓それぞれ1基の修繕と20号の竜王立体北側におきまして、配水管の切り回しを行いました。

土木積算システムほかリース料は、積算システムとコピー機のリース料でございます。

路面復旧費は、24年度に実施した西八幡地内の基幹管路と新田地内の老朽管の布設がえ箇所路面復旧を行ったものでございます。

続いて、3目受託工事費は445万9,140円で、財源は県支出金が216万900円、その他の12万1,061円が一般会計からの負担金、残りが一般となっております。内容は、県道甲府葦崎

線の拡幅と竜地公園の整備に伴い、配水管の切り回し等を行ったものでございます。

続いて、4目業務及び総係費は1億2,722万5,499円で、財源は一般会計からの児童手当と簡易水道からの補助金で63万1,000円、残りが一般であります。職員人件費6人分は、部長と私に、上水道総務係4人分の人件費、収納業務委託は、敷島地内を除く水道料金及び下水道料金の収納業務を第三者委託している経費、次の料金会計システム経費は、会計事務のソフト、ハードのリース料及び機器の保守料など、地方公営企業会計制度改正対応業務は、法改正による制度の意向に伴い、準備のためコンサルから受けた支援のほか、例規の整備などに要した経費でございます。

料金収納手数料ほかにつきましては、約11万5,500件の口座振替と約5万2,500件の窓口収納に要した手数料でございます。

コンビニ収納経費、こちらにつきましては、約1万9,000件のコンビニ収納手数料とシステムのリース保守料でございます。

4ページをおめくり願います。

続きます印刷製本費、こちらは広報紙「うまい水だより」のほか、納入通知書、予算書、決算書などの印刷費でございます。

次の通信運搬費は、郵送料、電話料、受診料など、次の庁舎管理事務経費は、水道事務所の光熱水費などの諸経費でございます。

続きまして、5目減価償却費は1億9,853万4,622円で、財源は一般、内容は建物や設備などの有形固定資産の減価償却費でございます。

6目資産減耗費は1,118万4,418円で、財源は一般、主に布設がえに伴う給配水管などの除却費でございます。

7目その他営業費用はございませんでした。

以上、6目の合計で1項営業費用の支出済額は5億8,438万5,027円となりました。

続いて、2項営業外費用でございます。

1目支払い利息は、1,898万4,105円で、財源は一般、概要は記載のとおり20件分の利息でございます。

2目災害対策費は271万2,126円で、財源は一般、主に竜王原水4万5,920本と非常時用ウォータータンク35個の出庫分などでございます。

3目雑支出の支出はございませんでした。

5目消費税は956万100円で、財源は一般となっております。

以上、合計で2項営業外費用の支出済額は3,225万6,331円となりました。

5ページにお移りいただきまして、3項特別損失であります。

4目過年度損益修正損は61万7,820円で、財源は一般、概要は不納欠損が70人、131件分、漏水減免による過年度還付金が15件分となっております。

5目その他特別損失はございませんでした。

続きます。4項予備費も支出はございませんでした。

ということで、再び今度は決算書の3ページ、4ページにお戻りいただきたいと思えます。続きまして、(2)資本的収入及び支出について説明申し上げます。

先ほどは収益的で今度は資本的となりますが、資本的収支とは、営業活動以外における資本の増減にかかわるもので、施設整備に係る工事負担金や補助金、加入金などを収入に片や工事費や企業債の償還元金などを支出する支出形成に係る収支をいいます。

まず、収入でございますが、1款資本的収入の決算額は、4ページでございます8,770万8,294円となりました。

内訳でございますが、1項の企業債ですが、新たな起債はございません。

3項負担金5,231万6,294円は、下水道工事に伴う配水管布設がえ8カ所分のほか市道滝坂希望ヶ丘線の配水管切り回し工事などに伴う負担金でございます。

なお、補正予算額1,876万9,000円は、下水道工事3カ所について、25年度末に国の交付金が追加交付されましたため、急遽これに伴う配水管の布設がえ工事費を2月補正したものでございますが、こちらは今年度に繰り越しております。

7項補助金280万円は、社会資本整備関連で塩崎駅周辺整備に伴う新町山本線の配水管布設がえ工事に対するもので、こちらは24年度から繰り越したものでございます。

8項加入金3,259万2,000円は、13ミリから50ミリまで合計306戸分の加入金でございます。続きまして、支出でございます。

1款資本的支出の決算額は4億8,066万2,875円となりました。内訳で1項建設改良費4億296万95円につきましては、配水管布設がえ工事などによるものでございます。

なお、補正額5,570万3,000円の減額、こちらにつきましては、中止した双葉地内の新たな水源用地費と掘削工事費及び竜王配水池補修工事の契約差金で約1,100万円の減額、一方、石綿管の解消と国の追加交付による下水道工事に伴う布設がえ工事費で約5,500万円を増額したものでございます。

3ページの一番右になりますが、法26条による繰越額2,528万7,550円につきましては、

24年度から繰り越した新町山本線と双田線、また県道島上条宮久保線の陥没事故に伴う配水管布設がえの計3カ所分の工事費でございます。

4ページの翌年度繰越額1億8,544万1,000円は、2月の大雪により26年度へ事故繰越いたしました竜王と片瀬の基幹管路耐震化工事2カ所分と明許繰越いたしました下水道関連布設がえ工事3件分の工事費でございます。

2項企業債償還金7,770万2,780円は、25年度に償還した元金でございます。

なお、表の下にございますように、収入が支出に不足する額3億9,295万4,581円につきましては、それぞれ過年度分損益勘定留保資金等から補填をいたしましたものでございます。

では、もう一度決算参考資料をお願いいたします。

6ページ。

〔「記載のとおりで」と呼ぶ者あり〕

○上水道課長（花田茂美君） 記載のとおり。

では、短めにと、説明がくど過ぎるというご指摘を委員長のほうからいただきましたので、簡単に。

では、6ページ、こちらからが資本的支出の事業別一覧表となります。

1目建設工事費1,669万8,780円で、財源はその他にございます280万は、社会資本整備関連で塩崎駅周辺整備に伴うもの等で、残りは一般ということでございます。甲府韮崎線の拡幅と塩崎駅周辺整備に合わせて270メートルの布設を行いました。

次の材料支給2カ所は、双葉地内の宇津谷と下今井……。

〔発言する者あり〕

○上水道課長（花田茂美君） 材料支給は2カ所分で、そこに記載のとおりであります。

次の2の改良工事2億8,075万8,450円でございますが、財源内訳は記載のとおり下水道管設置に伴う配水管布設がえ等の負担金が5,231万6,294円、残りが一般となっております。

では次に、改良費でございますが、今の改良費の事業概要のところですみません。お疲れのところ恐縮ですが、訂正を1カ所お願いいたします。すみません。これだけは言わせてください。

ここの事業の概要の一番上、基幹管路耐震化工事（6カ所）となっておりますが、すみません、これが半分の3カ所の誤りでありますので、「6」を「3」に訂正願います。

基幹管路につきましては、片瀬、冷間、西八幡等を行いました。

次の重要管路は、双葉の田畑駒沢線の2カ所でございます。

石綿管布設がえにつきましては、先ほど部長のほうからも説明でありましたが、富竹新田と篠原地内で111メートルを行いました。

配水管布設がえ工事6カ所、こちらにつきましては、20号等を行っております。

下水道関連布設がえ工事9カ所は、竜王7、双葉2カ所で行いました。

竜王配水池補修工事こちらにつきましては、竜王配水池の補修を行ったものでございます。

次の3目量水器47万4,620円、こちらにつきましては、財源は一般でございます。こちらは新規メーター332個の出庫分でございます。

4目固定資産購入費1億502万8,245円で財源は一般であります。こちらにつきましては、上にごきます取水ポンプ更新工事は4カ所、それから緊急遮断弁の設置、それから発電機の設置等を行い、また減圧弁更新工事を行っております。また、火災時配水池水源テレメーター工事等も行っております。

以上、4目の合計で建設改良費の支出済額は4億296万95円となりました。

次に、下の表ですが、2項企業債償還金、こちらにつきましては7,770万2,770円を支出しました。財源は一般で、先ほど来説明している20件分の元金でございます。

それでは、こちらの参考資料は以上で終わらせていただきまして、再び決算書をおめくりいただきまして、5ページをお願いします。できるだけはしょって説明させていただきます。

こちら5ページが25年度の損益計算書でございます。こちらの表は税抜きとなっております。事業報告の事業収入並びに事業費のところを報告いたしましたので、本当に割愛する説明をさせていただきます。

1の営業収益の計7億7,354万8,990円に対し、2の営業費用の計は5億7,096万9,653円で、差引営業利益は2億257万9,337円となりました。

また、3の営業外収益の計723万1,726円に対しまして、4の営業外費用の計は2,350万8,590円で、差し引き1,627万6,864円のマイナスでございました。

以上によりまして、経常利益は1億8,630万2,473円となったものでございます。

続きまして、5の特別利益の内訳で、その他特別利益に記載した8,724円、こちらは先ほど来のメーター取り付け誤りに伴う徴収額でございます。

6の特別損失で過年度損益修正損58万8,407円、こちらにつきましては、主に転居不明による70人分の料金を不納欠損としたものでございます。

次に、経常利益に5の特別利益を加え、6の特別損失を差し引いた当年度純利益は1億8,572万2,790円となり、前年度からの繰越剰余金はございませんでしたので、この額が末

尾にございます当年度の未処分利益剰余金となるものでございます。

では、6 ページに移りまして、剰余金計算書でございます。

表は中ほどの二重線より上が24年度処分後の残額で、下が25年度の処分内容となっております。

まず、25年度における資本金の変動ですが、自己資本金は建設改良積立金からの繰り入れにより1億6,600万円の増、借入資本金は企業債元金の償還により7,770万2,780円の減となっております。

次に、剰余金のうち剰余金、右のほう大部分を占める部分ですが、資本剰余金で変動がありましたのは、受贈財産評価額が開発に伴う配水管の評価額の受け入れで1,172万2,658円の増、補助金が塩崎駅周辺整備に伴う配水管布設がえに対する社会資本整備交付金の受け入れで280万円の増、また、資本的支出に係る控除できない仕入れ税額で13万3,333円の減、工事負担金が下水道工事に伴う配水管布設がえ工事の負担金受け入れで5,231万6,294円の増、また、資本的支出に係る控除できない仕入れ税額で249万1,252円の減、その他資本剰余金が加入金の受け入れで3,104万円の増となっております。

続いて、利益剰余金の中で変動がありましたのは、建設改良積立金が自己資本金へ組み入れられましたため1億6,600万円の減となっております。

未処分利益剰余金につきましては、5 ページ末尾の当年度純利益1億8,572万2,790円となっております。

以上によりまして、25年度の残高は、資本的と剰余金合わせた資本金で24年度より約2億300万円増の94億6,202万5,222円となりました。

8 ページをお願いいたします。

ただいまの5 ページと6 ページに出てまいりました25年度の剰余金処分計算書の案でありまして、こちらが議決案件となります。

25年度未処分利益剰余金1億8,572万2,790円につきましては、従前と同様に減債積立金に1,000万円、残りの1億7,572万2,790円を建設改良積立金に積み立てるものでございます。これによりまして、25年度も繰越利益剰余金はゼロ円となるものでございます。

9 ページをお願いします。またはしょって説明いたします。

最後に、貸借対照表について説明いたします。こちらは税抜きでございます。

資産の部でございますが、1の固定資産につきましては、(1)の有形固定資産がイの土地からトの建設仮勘定までで82億8,379万8,104円、(2)の無形固定資産はございません

ので、固定資産の合計は、前年度より約1億8,700万円増の82億8,379万8,104円となります。

次に、2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収金は、納期未到来の水道料などでございまして、(4)の貯蔵品は量水器など、(5)の仮払金は公用車のリサイクル料、(6)の前払金は基幹管路の耐震化工事4カ所及び田富敷島線の布設がえ工事の前払金でありまして、以上、流動資産の合計は、前年度より約510万円減の14億1,976万2,241円となります。

以上によりまして、固定資産と2の流動試算を合わせた資産合計は、前年度より約1億8,200万円増の97億356万345円となります。

10ページにお移りいただきまして、負債の部でございます。

3の固定負債につきましては、(1)の引当金がイの修繕引当金で5,860万円となります。こちらは前年度と同額でございます。

4の流動負債につきましては、(1)の未払金は工事費の未払金、(2)の前受金は、調定前に転出した方などの水道料金等、(3)の預り金は下水道料の預り金でございます。

以上で流動負債の合計は、前年度より約2,130万円減の1億8,293万4,923円となります。

以上により3の固定負債と4の流動負債を合わせました負債合計は、前年度より2,130万円減の2億4,153万4,923円となりました。

次に、資本の部でございます。

5の資本金、(1)の自己資本金の内訳で、イの固定資本金とロの繰入資本金は、前年度と同額、ハの組入資本金は建設改良費からの組み入れにより、1億6,600万円の増となっております。

(2)の借入資本金につきましては、イの企業債が25年度の元金償還分で約7,770万円の減となっております。

以上、資本金合計は、前年度より約8,830万円増の44億224万168円となりました。

次に、6の剰余金でございますが、(1)の資本剰余金はイの受贈財産評価額が約1,170万円の増、への加入金が25年度分で約3,100万円の増、トの他会計補助金が約260万円の増となっております。資本剰余金の合計は約9,520万円の増の38億8,021万1,029円となりました。

(2)の利益剰余金は、イの減債積立金が1,000万円の増、ロの建設改良積立金が約2,180万円の減、ハの当年度未処分利益剰余金が約3,150万円の増となっております。利益剰余金の合計は約1,970万円増の11億7,957万4,225円となりました。

以上により下から3行目にございます資本剰余金と利益剰余金を合わせました剰余金合計は、約1億1,500万円増の50億5,978万5,254円、次の資本金合計と剰余金合計を合わせた資本合計は約2億320万円増の94億6,202万5,422円、まとめの負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は約1億8,190万円増の97億356万345円となりました。この額は、9ページ末尾の資産合計と一致するものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ご苦労さまでした。

詳細な説明をいただきました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑はありますか。

建設経済が所管になりますが、所管の委員から質疑を受けます。ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 所管の委員の質疑を終わります。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは、以上で質疑のほうを終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第13号 平成25年度甲斐市水道事業会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

閉じる前に簡易水道のところ赤澤委員の答弁に若干間違っている部分があるということで、訂正をしたいという申し出がありましたので、許します。

水川施設建設係長。

○施設建設係長（水川良一君） 先ほど赤澤議員のほうから質問がございました下福沢、すみません、勘違いしておりました。市の水が行っております。訂正させていただきます。それで、行っていないのは、字名で大明神と千田でございます。その2カ所が自前の小規模の水道でやっております。

以上です。申しわけありませんでした。

○委員長（米山 昇君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 下福沢はいつから供用開始ですか。かなり前、合併のときから、合併前からあったか。

わからなければ、後でいい。

○施設建設係長（水川良一君） すみません。後ほど。

○委員長（米山 昇君） 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

ちょうど5時の前に終わることができまして、皆様方のご協力に感謝を申し上げます。

また5日間という長期間にわたっての審査、まことにご苦労さまでございました。

なお、この委員会の最初するときにお諮りをして決定をいたしました平成27年度当初予算への要望につきましては、19日に配付をしてあります要望といえますか、要旨に所管する委員会の担当課の事業のうちからそれぞれおのおのが1事業を選びまして、10月3日の午前中までに要望を事務局のほうへ提出をしていただきたいと思います。それはまた各常任委員会でご審議をお願いいたしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、決算特別委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時50分